

令和4年9月2日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

令和4年第3回松島町議会定例会会議録（第2号）

---

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	赤間隆之君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長兼教育課長	千葉忠弘君
選挙管理委員会事務局長	中條宣之君



午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回松島町議会定例会を再開いたします。

傍聴のお申出がございますので、お知らせします。[REDACTED]、ほか1名でございます。

それでは、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番阿部幸夫議員、10番今野 章議員を指名します。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順に従いまして質問を許します。

3番櫻井 靖議員、登壇の上質問願います。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。今日はトップバッターですので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速質問のほうに入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

テレビ回覧版を活用してはどうかということから始めさせていただきます。

先日多賀城市長とお話する機会があり、その中で多賀城市で行っているテレビ回覧版の話が出ました。テレビ回覧版とは、テレビのデータ放送を活用した情報提供サービスで、現在宮城県内では東日本放送が行っているサービスです。その放送局を受信でき、データ放送を受けられるテレビを持っていれば、誰でも無料で情報の提供を受けることができます。

先日の大雨のような防災行政無線が聞こえづらい状態のときに、スマートフォンやパソコンがなくインターネット・メールでの情報を得ることができない方々に対してや、月1回発行の広報まつしまでは間に合わない情報がある場合、有効な情報伝達手段になると考えており

ます。情報をいろいろな手段を使って発信することにより、多くの人に伝わるよう努力すべきと考えていますが、町としてテレビ回覧版を活用してはいかがでしょうか。ご意見をお聞かせください。よろしくお願いたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁願います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 改めて、議員の質問に答弁していきたいというふうに思います。

テレビ局が提供する情報発信サービステレビ回覧版につきましては、情報伝達手段の1つとして既に導入に向け検討を始めているところでございますので、詳細等については、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） テレビ回覧版につきましては、テレビ局が提供する新しいサービスで、県内では多賀城市が宮城県で初めて導入を決めました。令和4年4月より、本格運用を開始しているところでございます。

当町における情報伝達手段としましては、広報紙、ホームページ、防災行政無線、メール、各種SNSがございますが、インターネットを介するものが多いため、議員のお話にありましたとおりパソコンやスマートフォンを利用されていない町民の方へ、防災行政無線以外でのタイムリーな情報提供が課題でございました。

この点でテレビ回覧版では、ネットを介さず、即時性があり、テレビに登録しております郵便番号によりまして居住地域が特定されますことから、リモコンのdボタンを押すだけで自治体が発信する情報を確認することができます。非常に有効な情報伝達手段であると、町のほうでも認識しているところでございます。

現在の取組状況といたしましては、取扱事業者に対しまして導入に向けた協議を既に進めているところでございまして、その中で新たな予算措置も必要となりますので、町の財政状況を見ながら、導入に向けた検討をさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） やるというふうな方向で進んでおられることは、誠に結構なことでございます。その情報が私のほうには伝わっていませんでしたので、今回このような質問になったわけです。いつものくせで、やらないというふうに言われることを覚悟して質問をつくっておりまして、今回やると言っていると思いますので、どういうふうに今後質問していったらいいのかなというふうなところではございますが、ちょっと角度を変えて質問のほうを

させていただくと思うんですけども。

テレビ回覧版ですけども、これを松島町ではどのように活用していくのかというふうなこと、具体的な事例等を考えている場合がございますら、そちらのほうをお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 現在、本町におけるデータ放送のメニュー画面でございますが、こちら新着情報と申しまして時節に応じた旬な情報を提供していきたいと。また、行政情報といたしましては、暮らしの情報であったりとか子育てに関する情報、その月に予定されている情報を掲示していきたいと考えてございます。また新型コロナ関連、ワクチンも含めたコロナウイルスの対策についての情報や防犯、気象予報や防犯に対する情報を記載していきたいと考えております。

また、災害時にはそちらの画面を変えまして、リアルタイムに動く気象情報も載せていければなど。あわせまして、発出しております避難情報であったりとか避難所の開設状況、JR・町民バスの運行状況などについても掲載できればなどというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 実際、知らない方が大半なのかなと思っております。このテレビ回覧板、どういったテレビとか、そういうふうな、誰でも多分私はできるというふうなの分かっているんですけども、何をどう使えば使えるものなのか。そこら辺も、ちょっとお話し願えればと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 町民への周知の方法につきましては、導入ということが決定しましたら、このような形で今準備を進めているんですけども、全戸に向けてチラシを配布し、リモコンのここを押してください、チャンネルをこれに設定してくださいという形で準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） データ放送が受信できるテレビだったら、どれでも対応可能というふうなことでもよろしいですよ。そういうふうな便利なものだということでございます。

第一に生命を守るために、情報を得ることというふうなのは本当に非常に大きなことだと思

っております。テレビ回覧版は、先日の大雨のような防災行政無線が聞こえづらい状態のときに、スマートフォンやパソコンがなくてもインターネット、メールの情報を得ることができない方々に対して情報提供ができ、その日の通行止めの情報や町民バスの運行のお知らせといった、先ほど言われた情報がタイムリーに見られると、情報を知ることができるというふうな情報システムです。

先日、文化観光交流館のほうで、クラウンショーというふうな大変すてきな催物があったんですけども、そのときすごく人が少なくて、ちょっと残念だったなというふうな思いがしました。そういうふうな情報提供とか、こういうふうなことをやっていますよというふうな情報提供にも活用できると思いますので、そういうふうなことを多く情報を載せていただいて、よりよく使っていただけるようにしていただければなと思っております。

それから、広報紙に折り込んで、そういうふうなチラシを配布してくれるというふうな話ではございますが、リモコンの使い方というふうなものもなかなか慣れないというふうなこともございますので、そこら辺はなるだけ簡単な形で書いていただいて、誰でもが使えるようにしていただければなと思っております。

また、町長さんなんかも何かの集まりがあれば、そういうふうな今度データ放送を松島でやるようになりましたというふうなことをぜひ言っていただいて、そういうふうに広げていただければありがたいなと思っております。

それから子供たちに対しても、こういうふうな情報発信ができましたというふうな形で何かの機会に周知していただければ、少し楽しい感じでその情報を得るというふうなことが習慣づけられるのかなと思っております。幅広い年代に対して広報していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでこのサービスなのですが、多賀城市さんのみ今宮城県内では行っているというふうなことではございますが、運用開始時期というのはいつぐらいというふうなのを見込んでいるでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 先ほど冒頭にも申し上げましたが、予算に関連してまいりますので、なるべく早めということで現在は考えております。何年のいつからということは、予算措置もありますので今後議会のほう等と相談しながら、早めに進めていければなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 費用的には、どのくらいかかるものというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 年間約100万円でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 災害というふうものはいつ起こるか分かりませんので、早い運用というふうなものを開始していただければと思っております。できるならば前倒しをしていただきまして、議会のほうにそういうふうな予算措置をしていただいて、補正予算なんかを組んでいただければなおさらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

自治体は、住民自ら情報を得ようとすれば得ることができるような体制づくりというふうなことをしていかなければならないと思っております。1人でも情報を得ることができない人を、なくす努力をぜひしてください。大雨のような防災行政無線が聞こえづらい状態のときに、スマートフォンやパソコンがなく、インターネット・メールの情報を得ることができない方々に対して、本当に有益な情報提供サービスになると思っております。災害時、命を守れるかどうかの分岐点は、正確な情報をお知らせすることに限ると思っております。1人でも多くの人に、極力全ての町民が自ら情報を得ようとすれば得られるようにしてもらえればと思いますので、どうぞその体制づくりを強化していただきますようお願いして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、高齢者の買物支援の考えはというふうなことで、質問をさせていただきます。町内に住んでいる高齢者の方々から、買物が不便だという声が大きく聞こえます。近所のお店が閉店して、遠くの店に行かなければならない、車を使えば隣の大きなショッピングモールで何でも買物ができますが、高齢者となり車の免許を返納して遠くに買物に行けないといった具合に理由は様々だと思いますが、日々の生活のためには必要なものを調達することが困難な高齢者世帯は、決して少なくないと考えております。

ますます進む町内の高齢化、高齢者の買物支援を福祉施策として捉えていかなければならないのではないのでしょうか。町として、高齢者の買物支援についてどのような考えを持っているか、お伺いいたします。

まず初めに、町として高齢者の買物支援として行っている事業や、情報提供はどのようなも



のがあるか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 高齢者の買物支援につきましては、外出の支援として主にはタクシー券助成と町民バスの運行を行っております。バスの利用に当たりましては、70歳以上の方及び自動車運転免許証返納者は、無料でご利用いただけます。また地域包括支援センターが中心となり、町内事業者の周知案内を行っているところであります。

詳細については、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） タクシー利用助成券につきましては、75歳以上の非課税世帯の方々及び重度の要介護者のいらっしゃる世帯に交付しております。令和3年度の交付率は約85%と、多くの方々に活用いただいているものと思っております。

一方まだ運転ができるという方、また買物については連れていってもらっている、もしくは買ってきてくれる人がいるといった理由で、タクシーはほとんど利用しないという方も多くいらっしゃるということです。

買物支援に関する情報提供につきましては、社会福祉協議会に業務を委託しております生活支援体制整備事業において、買物支援事業者の紹介を含むまつしま生活ささえ隊一覧を令和2年度に更新いたしまして、地域のサロンや地域包括ケア会議などで紹介したり、介護保険ガイドブックや地域包括支援センターの機関誌などで紹介をしております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そういった現状ですと、なかなか日々の買物というのは難しいのではないのかなというふうな思いを感じるところでございます。やはりタクシーチケットを配るというふうなことにしても、日々の買物に、毎日というか週に1遍、2週間に1遍というふうな形で買物をするにしても、それを全部賄えるわけではございませんし、やはりただ紹介をするというふうなことではありますが、それだけでは本当にその業者がきちんとそういうふうなことをやっていたらいいのかどうかというふうなことも、またちょっと分からない部分もあるのかなと私は感じております。

町として、買物が不便だと思われる高齢者に対して、もっと積極的に何とかしなければいけないというふうなことを思っているのか、これ以上は致し方がないと思っているのか、そこら辺の考えをお示し願えればと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 買物につきましては、高齢者だけではなく障害を持った方、また今回コロナ禍におきましては高齢者ではなくても私でも買物については大変考える時期でございました。大きな大型スーパーに、人混みの中に買物に行っていいたるうか、なるべく買物の回数を減らしたいけれども、どうしたらいいんだらうかというふうに考えておりました、買物のそういう方法などについては私自身よく考えてきた時期でもあります。

買物の方法としましては、スーパーに行つて買物をするだけではなく配達をしていただいたり、地元の小さな商店に買物に行つたり、あとは買物をしてくださる、手伝つてくださる人を確保するとか、いろいろな方法があると思ひます。町におきましても、そういった個人の事情に合わせてどういった理由で買物ができないかということをよく一人一人お話を聞く機会を設けまして、特に高齢者につきましてはそういったことを地域包括支援センターなどで情報収集に今後努めて、買物支援を含めた生活全般の生活支援ということでご支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回、買物支援というふうなことに限らせてはいただきますけれども、やはりそういうふうな、生活全般というふうな支援は必要ではあるというふうな認識を持たれているということで、話を進めさせていただきます。

昔と今は、ちょっと事情も変わつてきたのかなと思つております。ご近所にやはり小さい商店が昔は結構あつたのかな、ちょっと気軽に買物行けたというふうな状況も多かつたのではないのかなと私は思つています。それに核家族化が進んで、高齢者だけの世帯というふうなものが多くなつたというふうなことも、また原因の1つなのかなと思つております。そして、平均寿命も伸びまして、それだけ高齢者が多くなつたというふうなこともあるでしょう。そして、あと高齢者の運転免許証返納の流れというふうなものがすごく強くなつていって、やはり高齢者が車を使つて運転しづらい世の中というふうなこともあつて、なおさら買物というふうなことが不便だという声は、やはり強まっているのではないのかなと私は思つています。そして、こういう手伝つていただきたいというふうな声は、これからますます強まっていふというふうなことがやはり予想されるわけでございます。

ある統計によりますと、やはり高齢者にとって買物が不便だというふうなことは、上位のほうにアンケート調査では来ています。やはり買物については、福祉施策というふうなことなんだというふうなことを強く認識していただいて、ぜひとも支援の手を差し伸べていただき

たいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問のほうの項目のほうに移らせていただきます。令和元年12月の定例会において、教育民生常任委員会の所管事務調査として、高齢者の買物支援についてとの報告書を提出させていただきました。その中で提案した元気塾と買物支援を合わせた事業や、社会福祉法人等の移動販売事業への参入支援についてどのように検討されたのか、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回一般質問をお受けいたしましてから、頂きました報告書を改めて読み返し、また前年度、健康長寿課と交流といたしますか、話し合いを持たせていただいたときの様子なんかも思い出しながら、振り返ったところでございます。

元気塾と買物支援を合わせた事業ということにつきましては、今まで特に検討はしておりませんでしたが、今後新たな地域でのそうした元気塾ですとか介護予防の事業の立ち上げの業務見直しなどを行う際には、そういった視点を取り入れていきたいというふうに考えております。

また、社会福祉法人等の移動販売事業への参入支援につきましては、町からは特に働きかけは行っていないんですけれども、町内にございますそういった法人さんの現状などをお聞きしたり、県内自治体の事例などの情報収集に今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 元気塾と買物支援を合わせた事業というのは、やはり私にとってはすごく画期的なことではないのかなと思っています。元気塾は、皆さんもご承知のとおり高齢者を対象とした、大変好評な認知症予防のための事業でございます。現在週に1回ですが、高城避難所で元気塾を行っております。

高城避難所というふうなものは、現在は利用頻度というのがすごく少なくなっておりまして、ほとんど使われていないというふうな現状ではあります。そこでもって、高城避難所の立地条件は隣にスーパーマーケットが隣接していると。元気塾が終わった後に、買物を楽しんでもらうことができるというふうな状況にあると私は思っています。いろいろな商品を、コープスーパーに入って必要なものを選ぶことができるのではないのかなと思っています。店内を歩くことでいろいろ運動にもなりますし、買うことでお金の計算をすることで頭を使うというふうなこともできます。そして、色とりどりの商品を見ることですごく刺激にもなりま

すし、買物をするということで本当に認知症予防というふうな観点から見るとすごくいい効果があるのではないのかなと思っております。福祉事業として、そういうふうなところへ送迎ができれば、すごくいい施策になるのかなと思っております。

本当に一石二鳥の考え方ではないのかなと、認知症予防教室に通われる方と買物支援を受けたいというふうな方の世代というか、そういうふうなものがすごくリンクしているところでもあり、そういうふうであれば足の確保さえできればこういうふうなことが考えられるのかなと思っておりますが、そのことに対してちょっとお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 実は元気塾をしばらくやっておりますが、JAの避難所ができたときには私たちもすごく喜びまして、元気塾に来た方々が買物もして帰れるんじゃないかということで、実は元気塾の時間の中で買物をする時間ということを設定させていただいたりとかしました。当初、ああ、助かるわということで立ち寄られた方もいたんですけども、だんだんと必ず行かなくてはいけないのなんていう声も増えてきてしまいまして、そもそも、JAのほうにはご自身で来ていただける方々が元気塾に参加してくださっていたということもあると思うんですけども、どんなものを買いたいかというのはやっぱり人それぞれ違うと思いますので、介護の予防事業とか元気塾などといった事業に合わせて、買物をそういうサイクルに乗せると大変助かるという声が多ければ、やはり私たちも事業として櫻井議員さんがおっしゃるような方法などを取り入れるのも1つかと思います。

また、元気塾にとっても歩いて参加できるということがなかなか難しい地域がございまして、そういったところはやはり足の問題が大きいというふうに思いますので、介護予防事業を推進していくためにやはりそういった送迎が必要だというふうに私たちが評価をすれば、そういった買物支援ということも併せながら、JAの避難所などを活用してできるのではないかなというふうに、今回櫻井議員さんのご意見をいただきましてヒントをいただきましたので、ぜひ前向きに検討をするということをしていきたいというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私は、今現在は高城地区の周辺の方々は高城避難所というふうな形になっていますよね。そうではなくて、やはり北部地域ですとか海岸地域であるとか、初原・桜渡戸地域ですとか手樽地域とか、本当にお店が少ないところというふうな方々に対してお声がけすると、すごく需要というふうなものは高まるのではないのかなと。ふだんなかなか

車でしか行けないところに、やはり元気塾という名目で連れて行っていただいで買物ができる。高城周辺の方々がそういうふうな買物をするというのと、また違ったことができるんだと思うんですよ。

ですから、そういうふうな方々に週に1遍のお買物は元気塾と一緒に、というふうなことをうたい文句にやっておけば、ああ、助かるという人がすごく増えるのではないのかなというふうな考えを持っておりますが、そういうふうなのはどうでしょうかね。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 担当課が事業を起こすときに、何を重視してどんな目的で事業をするかということだと思っておりますが、介護予防の一環としてやはり買物の行為といったものが介護予防というふうにして思うのであれば、やはりそういった事業も考えなければならぬと思います。

地域包括支援センターが、主には高齢者のご相談に応じているわけなんですけど、買物で困るというご相談がほとんどなく、本来もうちょっと買物に困るくらいの方であればもっと生活全般で困っていらっしゃる方なんだろうなというふうに思うのと、あとはちょっと地域的に足の問題がという方もいらっしゃると思うので、どういった事情でということでは先ほども申し上げましたとおり個別の事情に丁寧に相談に乗って、例えば介護のサービス、それから総合事業のサービスなんかもうまく合わせながら、そして注文販売なんかのやり方が分からないときには一緒に手伝って差し上げるとか、そういうような実際に事業の中で買物を直接ご支援するというだけではなくて、いろいろな方面からの働きかけが必要ではないかなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 利用者のほうは、やっぱりそういうふうな元気塾と買物というのが多分結びついていない部分があるのかなと思うんですよ。そういうふうなことをちょっと投げかけていただいで、こういうふうなサービスがあったらどうですかというふうなことを聞かれますと、またその反応が変わってくるのかなと思っております。

ですから、ぜひそういうふうなことも含めて、今後何か話し合う場があったとき、こういうふうな事業があるとすれば、どうでしょうかというふうなことも聞いていただければ、またちょっと違った反応があるのかなと思うんです。やはり、それに対してもネックなのが送迎というふうなことになると思うんですけれども、ほかのところの自治体では結構そういうふうな送迎車を出しているという地域もあると思うんです。ですから、松島でそれができない

ことはないと思うんですが、送迎車を出してそういうふうな塾に通ってもらおうというふうな事業は考えられるのでしょうか。そこら辺は、どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 実際、介護予防の事業の1つなんですが、高齢者の方々に美遊においていただいて、水中運動教室ですとか健康体操教室などをする際には委託している事業者さんに送迎も含めて委託しております。もし今後、元気塾などほかの事業などで送迎を導入して、より多くの方に利用していただくというようなことをするのであれば、そういった送迎についても一緒に委託をするということではできなくもないというふうに思います。

1つは介護予防事業を行うときには、何の目的でその事業を行うかということで、送迎が必要かどうかということは私たちも検討しておりますので、買物の支援も取り入れて送迎が必要かどうかとかそういう点も含めて、今後考えていきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひ前向きに検討していただければと思います。

余談になりますけれども、送迎というふうなことを考えれば大きなスーパー、結構そういうふうなところとも連携をしてもいいのかなと思っています。そういうふうな社会貢献事業というふうなものを、やはり今後していこうという動きもございますので、そこで買物をしていただけるんだったら、送迎はやるよというふうな企業さんも、中にはあるかに聞きますので、そういうふうなことも利用しながら、なるだけ費用を抑えながらそういうことを進めていくこともあると思いますので、ぜひともそういうふうなこともお声がけをしていただいて、広く使いやすいようにしていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1つ、報告書の中で社会福祉法人等の移動販売への参入支援というふうなことも書かせていただきました。買物の仕方は、2通りあると思っています。先ほどのようにお店に行くというふうなものと、もう1つはお店に来てもらうというふうなことでございます。この報告書を出した時期に、ちょうど民間で移動販売を積極的に行おうというふうなこともありまして、それが軌道に乗っていただければというふうなことをすごく期待していましたが、コロナ禍の影響というふうなものもあって、なかなか現状では今難しい状態なのかなというふうに思っております。ただ社会福祉法人というふうなものは、民間とちょっと違っているところもあると思うので、例えば松の実さんなんかは今パンの販売というふうなことをやっておりますので、そちらのほうを利用して何かできないのかなと。指定管理として、農村改

善センターですとかそういうふうなところもやっていますので、それを拠点として何かサービスが使えないのかなというふうなことも考えております。

そういうふうなことを、ぜひ社会福祉法人さんと今後話をさせていただいて、何かできることはないのかというふうなことを考えていただければなと思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私からお話し申し上げていかどうか分からないんですけども、町にございます社会福祉法人さんとのコラボみたいなそういうものは、十分に高齢者の方々がこういったことでお困りだということを、どういった形でか、一緒にご支援できないかというようなお話をさせていただくのは、十分にあり得るかと思えます。

それに、地元で例えば移動販売などで直接目で見て買物ができるというのは、櫻井議員さんがおっしゃるとおり私もそれが本当にできるのであれば、すごくいいなというふうに思っておりますが、地域の中にあった商店が次第になくなっていくのはやはり私も悲しいところでありまして、すごくコミュニケーションの場であったりそういった災害のときに助け合いの情報を得る場であったりとかということもありますので、地域の皆様におかれましても大型スーパーとか町外への買物だけではなくて、町内での身近な商店さんのご利用なんかも続けてやっていただくというような視点も、伝えていきたいなというふうに思っております。

社会福祉法人さんたちに何かお話をする機会がありましたらお尋ねして、事業にどういったことで生かせないかというようなことでのご相談とかは、お話しはできるかというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 報告書の中に書いてあります、角田のほうの社会福祉法人のほうでご用聞きのようなことをやって、各商店のほうから商品を調達して一括して配達するというふうなことも、やっているところがあるというふうなことを聞いております。その社会福祉法人さんと松の実さんなんかは少し付き合いがあったように思いますので、そういうふうなシステムとかを取り入れてというふうなこともできるのかなと思っておりますので、ちょっと詳しく報告書のほうに書いておりますので、そちらのほうを読んでいただきましてそういうふうなこともあるかというふうなことをちょっと頭に入れていただいて、お話ししていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして……。

○議長（色川晴夫君） ちょっと待ってください。町長、答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今のお話聞いていて、確認だけしておきますけれども、社会福祉協議会のほうで移動販売車を貸して、それを使って例えばAさんという人が、お盆だから線香が欲しいとかお花が欲しいとか、そういったものがあれば何でも代わって買って配達するというようなシステムを既にもう取って、一昨年あたりからやっておりますので、ぜひそういったところもご承知しておいていただければと。今のやり取りだと、松島にはもうそういうものがないのではないかというふうになっていきますので、実際やっている方々がいらっしゃいますので、ご承知おき願いたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 社会福祉法人のほうで、ですか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 移動販売をする車を社協のほうで貸して、借りてその業務をやっているということであります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 分かりました。ちょっとそちらのほうは分かりかねていましたので、私のほうで勉強不足だというふうな認識を持たせていただきます。そういうふうなことをやっているんでしたら、もっとそういうふうなのを周知することというふうなこともしていただければと思いますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

続きまして、高齢者の買物支援は住宅が多い地域でも深刻な問題です。高齢者にとって100メートル、200メートル歩くのが大変だという声も聞いております。まして、重い荷物を持って歩くとなれば、なおさらというふうなことだと思います。買物に苦勞されている高齢者の方、または北部だけではなく本当に町場の方々も多いというふうな、私は認識を持っております。買物支援バスとして小型バスを運行させることはできないのかというふうなことはどうでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 高齢者の買物支援に、足の便の確保が重要であることは承知しておりますけれども、既に町では今町営バスも運行しておりますことから、小型ワゴンバス等を高齢者の買物支援に特化して走行させる予定は、今のところございません。高齢者からの相談がありましたら、担当課より既存の買物支援事業者や移動販売の事業者等により一層の周知に努めてまいりたいというふうに思います。



以前、令和2年の10月のまつしま生活ささえ隊買物支援マップというのは、今手持ちに私持っていますけれども、これで一応こちらのほうに配達する店舗が十二、三店舗、それから移動販売が6店舗等々いろいろ書いてあるわけでありましてけれども、こういったものについてなおバージョンアップするように、いろいろこれに関わっているどんぐりを中心に関係者と1回協議をして、今後の対応というのをまた考えてみたい。それから、いつになるか分かりませんが、9月なのか10月なのか幡谷のほうでピザ屋さんを移動販売でやりたいという方もいらっしゃいますので、そういった方々ももし業務が開始されたらこういった中に入ってもらって、いろいろな仲間との情報共有をしていただきながら、そういう1つの一助になっていただけるようにこれからも働きかけていきたいというふうに思いますので、よろしくお申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今私が言っているのは、本当に町場の人の話なんです。意外と本当に北部の方とか手樽とか桜渡戸、初原の方とかというふうな形で、何かそういうふうな人たちだけが買物に困っているというふうなイメージを持たれる方は結構多いと思うんですけども、本当に例えば高城地区の西柳とか、そういうふうな部分の方々も買物行くの大変だとよく言うんです。本当に100メートル、200メートルのことで大変だと、やはり言っているんですよ。

ですので、やはり大きな周回をしているバスというふうなものは、すごく使いづらい。そこに買物で乗るというふうなことは、なかなか不便を感じるなという声を私は聞いております。そして、団地のほうにもなるだけそういうふうな路線があればなど、くるくるくる回る回ってくれるバスがあったら便利なのになというふうな声を聞いております。ですから、そういうふうな部分の交通対策も、また必要なのではないのかなと。買物支援というふうなことで今日はしておりますけれども、やはり高齢者にとって足の問題というふうなのはすごく大切な問題ではないのかなと思っております。曜日を区切ってこの時間だけというふうにならなくても、もし可能だったらそういうふうなことができないものかなというふうな思いは私持っております。

例えば、今ドコモさんのほうで行っているITバスというふうなものが今実験段階であるんですけども、利用されている自治体さんなんかもあるんですけども、そういうふうな部分でごみの集積場なんかにはナンバーを振って、そちらのほうに何番から何番まで行きたいんですけどもというふうに連絡すると、それをITが解析してよりよく短時間で回れるコース

を出してくれると。それに従って、運転手は車を運転するというふうなシステムというふうなもの、ドコモさんのほうでは開発されているそうです。そういうふうなことを、やはり取り入れていってもいいのかなと。大きく周回するバスではなく、小回りの利いたそういうふうな交通網の整備というふうなもの、買物支援にとっては必要なのではないのかなと私は思っております。

今回、過疎地というふうなことで指定を受けたというふうなことでございますが、やはりそういうふうな困っている人にそういうふうなサービスを、ぜひ使っていただけるような考えを持っていただければいいなと思っているんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先ほどまつしま生活ささえ隊というのは、別に北部とか手樽とかそういったところの地域のためだけではなくて、これ全町ですからね。ですから、町内一円ということで再度見直しをして、今後どういうふうにしたらいいのかというのをまた構築していきたいというふうに思います。

それから今車両を使って、小型車を使って町内をぐるぐる回したらどうだというお話もあります。全国的には、いろいろなこういったAIを使った車というのは、これからどんどんどんどん見直されてきて、それこそ今町の名前ちょっと忘れてしまいましたけれども、ドライバーなしでAIだけで10人乗りぐらいのバスを無人で回しているという実証実験ももう行われている、それを取り入れている町もあるということは承知しております。

ですから、ここ数年のうちにそういった機能を持ったバスが、車両がどんどんどんどん出てくるんだろうというふうに思います。そうなったときに、また櫻井議員がお話しされたようなことをタイアップしてやっていった場合に、そういうものと買物支援がどういうふうに結びつくのかというのは、また検討材料になるのかなというふうには思います。いま今、近々では町としてはすぐ分かりましたというわけにはいきませんが。

いずれ今回、私は毎月米寿で10人ぐらいの方とお話をして回っていますが、買物が不便だと言う人は誰一人いないですね。当然そういう会話はしないで、おめでとうございませうだけだから当然なんだろうけれども、たまにこっちから買物はどうしているのと言うと、たまに娘が来て、週に2回連れて行ってもらうんだと、それが楽しみなんだという話ですね。

ですから、必ずしも皆さんそういうわけではないんだろうけれども、そういった方もいらっしゃるし、だからどれをやったらベターなのかというのは、これは分からないかもしれない。ただやっぱり家族間で、やっぱりきっちりそういったところのお話合いをする、また独り住

まいの方だったら隣近所とよくお話しをしてやるとか、そういった交流も今後やっぱりいろいろな意味で、買物だけではなくて自分が病気になったときとか、そういったこともあるので、情報交換をやっていったらいいんじゃないかなと、そういうふうに町としてもまちづくりを進めていく必要があるんだろうなど。

この間、12行政区役員の懇談会をやりましたけれども、その役員の懇談会の中でもあまり買物の話は出なかったんですけれども、買物だけで話しをしようかといえばそういういろいろな問題が今度は出てくるかもしれませんけれども、そういったものでとにかく情報だけは早くキャッチできるように進めていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私はこの間の選挙のときに、一応買物難民について少し何かできないかなというふうなことで声を上げさせていただいたときに、すごく反応が一番くらいその問題について皆さんそうだよね、そうだよねというふうに言っていたので、今回こういうふうな問題を取り上げさせていただきまして、私にとっては買物の不便な方というふうなものがすごくいるなというふうな認識を持っております。町内の方とコミュニケーションを取ってというふうな、町長の今のお言葉はすごくいいなと思っております。

ただ私すごくショックなことがあって、今町長が言われたからお話ししますけれども、ある地域の方がこの間、独り暮らしの方なんですけれども自宅でお亡くなりになっていたというふうなことがあって、しばらくちょっとそれが分からなかったというふうなことがあったんです。ですから、やはりそういうふうなことがない松島にしていきたいなと思っております。ぜひそういうふうなことがないように、コミュニケーションの取れるまちづくりというふうなものを、町長ぜひやってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

お金がなければ知恵を出せというふうな言葉があると思うんですが、職員の方々いろいろ本当に考えていただいているというふうなことは分かっておりますが、それでももし分からない、なかなか解決策が見いだせないというふうなこともあろうかと思えます。ぜひとも私などもない知恵ではありますが、今後いろいろまた知恵を絞って、こういうふうな問題に対して、いろいろ提言をしていきたいと思っております。

これからの方針というかそういうふうなものをぜひ検討していただいて、今回の質問はこれで終わりにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

ここで、若干早いですけれども休憩に入りたいと思いますけれども、いかがでございますか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、再開を11時といたします。11時、再開です。

午前10時50分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。2番米川修司議員、登壇の上質問願います。

〔2番 米川修司君 登壇〕

○2番（米川修司君） 2番の米川でございます。

12時まで残り60分ございますけれども、今日の質問順は私は4番目ということで、今日は4番打者としてがしっと構えて、私が一方的にヒートアップしないように気をつけていこうと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

まず1問目ですけれども、テーマとしまして高齢者がより安心して暮らし続けるために在宅医療の充実をと掲げさせていただきました。

前置きとしまして、今年の10月末には3年ぶりに松島町文化観光交流まつりが開催される予定でして、私は松島善意通訳者の会のメンバーとして初めて参加できるのを楽しみにしております。このお祭りは老若男女問わず参加できるもので、高齢の方々にとっても複数の形で楽しめるイベントとなっております。

私が議員になる前から掲げている重点項目の1つに、福祉の充実がありまして、特に高齢の方々の芸術文化活動の充実に向けて取り組もうとしているところ、このコロナ禍においても文化観光交流まつりを何とか開催したいという当町の姿勢に感心しております。当日は、たまたま国道45号線社会実験の最終日と重なりまして、まさに目と鼻の先で観光客が歩行者天国を楽しみ、町民が芸術文化活動を楽しむというのは、何とも趣深いと感じております。

それでは本題に入りますけれども、高齢の方々にとりまして芸術文化活動のような生きがいを保つためには、健康長寿が不可欠でありますけれども、当町は県内でトップクラスの健康長寿の町となっております、このことは当町の誇りとなっております。

一方で、当町の高齢化率は令和4年3月末現在で39.6%でありまして、県全体と比べると10.8%上回りまして、県内トップ5に入っております。通告書にある39.2%というのは、令

和2年度末の数値でして古い数字を載せておりましたけれども、前年比0.4%増加というところですが、このまま推移しますと、今年度末の高齢化率は40%に達するかもしれないと思っております。参考までに、昨年度末までは当町以外のトップ5は全て過疎地域指定の市町村でありまして、今年度から当町もそれに加わった形となります。

また、当町の高齢者全体に占める後期高齢者の割合は54%と、県全体を4.6%上回っておりまして、いわゆる団塊の世代が後期高齢者へ移行する2025年以降は、この割合が高まることが予想されます。加えまして、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳に達して現役世代が急激に減少する2040年を見据えて、国は男女ともに健康寿命を3年以上延ばすことを目指しております。

このように、高齢者が元気に暮らせるまちを目指していく中で国の施策を見てみますと、重度の介護とケアが必要な高齢者から頼りにされてきました介護療養型医療施設、いわゆる介護療養病床につきましては2012年より新設が廃止されていまして、2018年には廃止が決定しまして、医療療養病床を含めると2024年末までには約13万床分が完全廃止の方向で進んでおりまして、松島病院のように介護医療院への移行が求められております。

国が示しております第8期介護保険事業支援計画の基本指針によりますと、特筆すべきなのは2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備であります。介護を受ける、または介護を支える層に急激な変化が起こりますため、施設をはじめ各サービスをバランスよく整備することが大切になっております。こうした需要拡大を踏まえまして、施設・居宅系・地域密着型の各サービスをバランスよく組み合わせ、サービス基盤・人的基盤の整備をしていかななくてはなりません。

この指針には、介護や予防だけではなく医療も含まれますけれども、今回の一般質問におきましては、当町の在宅医療に関する基本的な方向性について質問していきます。在宅医療と一言で言っても幅広い分野ですが、ここでは高齢者が病気になっても住み慣れた場所で生活すること、死期が近い人に対して無理な延命治療を行わず、自然に亡くなるまでみとることを中心に取り上げようと思います。

ここで断っておきたいところですが、通告書を読む限り今から質問する内容は表面的に明るい話題とは言えないんですけれども、私としましては決して後ろ向きな質問ではなくて、高齢者がより安心して暮らし続けるために必要という思いで質問しますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは1つ目の質問に入りますが、まず直近の宮城県推計人口のうち自然動態の状況を見

てみますと、当町において亡くなった方の人数は年間で250人になっております。参考までに、5年前は176人でありました。ですので、5年前の約1.5倍というところです。内閣府による将来推計人口によりますと、年間死亡者数は2040年まで増加すると見込まれますが、当町の高齢者数、高齢化率、そして高齢者に占める後期高齢者の割合の推移を踏まえまして、2040年における当町の死亡者数はおおよそ何人と推測しているかお尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本町の在宅医療につきましては、町内外の医療機関からの医療の提供と介護保険関連事業所からの介護サービスの提供で町民の療養生活を支えていただいているものであり、その中で果たす町の役割としても深く認識しているところであります。

なお、今の議員の質問に対しましての詳細な内容につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 2040年における死亡者数につきましては、第8期介護保険事業計画策定時に住民基本台帳人口を用いてコーホート変化率法により推計した2040年の人口構成比と、それから2020年の国の年齢別死亡率を基に算出いたしました。それによりますと、約240人と推計いたしました。

今後、高齢者割合がさらに高くなり死亡率が増加する一方、全体人口と前期高齢者が減少すると予測されるため、死亡数は横ばい、または徐々に減少に転じるものと推察いたします。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。今徐々に減少ということでしたけれども、2040年までまだ大分先というところもありまして、できれば2025年から5年刻みでどういった試算をされているか、参考までにお尋ねしたいんですけども。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 大変申し訳ございません。2040年ののみ試算……。

○2番（米川修司君） すみません、ちょっと無理な質問だったかもしれません。まず徐々に減少見込みということで、よく分かりました。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 失礼しました。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 失礼いたしました。

今死亡者見込み数を言っていただきましたけれども、死亡といいましても死因は複数あるわけですが、その死因のうち主に3大疾病ですが病気による死亡、あとは老衰による死亡、病気や老衰による死亡というのが全体の死亡に占める割合というのを知りたいところですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 申し訳ございません。その割合ですとかは、ちょっと手元に資料、今回持ち合わせておりませんので。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

では私から参考までに、あくまで宮城県の集計結果ですけれども、2021年の人口動態統計によりますと3大疾病のうち悪性新生物は26%ほど、心疾患が15%ほど、脳血管疾患が8%ほどということで、この3大疾病合わせまして約50%というところで、あと老衰による死亡というのは約11%というところでありましたので、宮城県全体で見ますと約61%となりますので、そうしますと先ほど2040年の死亡者見込みが約240人というところで、あと今申し上げましたように3大疾病あるいは老衰で死亡する割合というのは全体の60%強というところですので、この2つの数字を掛け合わせますと、病気や老衰により死亡する方の見込み数といいますのが2040年で約145人となるところであります。

これも踏まえまして、2つ目の質問に移らせていただきます。次に、今度は亡くなった方のみとり場所についてですけれども、こちら厚労省の在宅医療に係る地域別データ集によりますと、当町において令和2年中の死亡に占める自宅死の割合は14.4%ということでありまして、県全体の13.2%を若干上回る一方で、老人ホーム死の割合は1.8%と県全体の7.9%大幅に下回っております。

ここで、日本財団が2020年に実施しました人生の最期の迎え方に関する全国調査によりますと、人生の最期を迎えたい場所としまして、6割近くが自宅と回答しております。ちなみに、絶対避けたい場所の第1位は子供の家だそうです。

ここで、町内の高齢者はどのように考えているか気になるところでございますけれども、当町で同様のアンケート調査は実施しているかお尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 町民を対象とした調査といたしましては、介護保険事業計画策定に先立ち実施いたしますアンケート調査に、同様の内容を含めております。町民の方に

対する質問の内容といたしましては、人生の最期を迎えるとしたら、どこで迎えたいですかという質問です。第8期の計画のアンケートでは、自宅を希望する方が57.5%、病院が26.1%、介護保険の施設などが9.3%という結果でした。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。今手元に第8期の介護保険事業計画がありますけれども、この冊子に記載があるということでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） こちらは、具体的にそういった詳細の数字は含まれていないんですけれども、1文として最期は6割近くの方がご自宅であることを希望されているという文章は紹介させていただいております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。では、自宅に戻って、じっくり読み直したいと思います。それで、老人ホーム死についてちょっと見てみたいんですけれども、こちらは当町に限らず東松島市を含めた3市3町いずれも低いんですけれども、当町で老人ホーム死の割合が低い要因というのが気になるんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 具体的にちょっとお伺いしていないので、分からないところではあるんですけれども、推察するにうちの町のほうにございます介護老人保健施設は、介護医療院と老人保健施設と特別養護老人ホーム、それから最期を迎える場として可能性としてあるのはグループホームなどがございます。

その中で、常に医療従事者が24時間いない施設がございますが、例えば特別養護老人ホームですとかグループホームなどをご利用なさっている方は、やはり最期は施設の方の方針ということで、医療機関のほうに搬送されるとかということの流れになっているのではないかと思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） この老人ホーム死の割合が低い要因というのは2つ想定したんですけれども、1つが、そもそも老人ホームの母数が少ないということ。そしてもう1つは、みとり対応できるホームが少ないというところ、この2つあったわけなんですけれども、今の答弁を踏まえたと、割合が低い要因としては、どちらかというところと後者かなと。みとり対応できるホームが少ないというところと認識しております。



では、3つ目の質問ですけれども、最後に、国が示しております在宅医療の体制構築に係る指針によりますと、在宅医療提供体制のイメージとしまして、市町村は退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、そして、みとりの機能の確保に向けて、必要な連携を担う拠点として位置づけられております。

具体的には、各自治体に求められる在宅医療の推進において必要な体制づくりとしまして3つありまして、1つ目が市町村が主体的に取り組む在宅医療・介護連携推進事業等、2つ目が都道府県の広域的な観点からの市町村への支援、3つ目が地域医師会との連携や多職種の連携体制の構築と、以上3点が挙げられまして、こちらは宮城県マターも含まれますけれども、まずこちら、当町の取組として具体的にどのようなになっているか、お尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 地域医療、それから在宅医療の充実が本町のまちづくりの課題ともなっております。中期総合計画においても、地域医療対策の推進が主要施策に位置づけられております。なお、取組状況等につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 当町におきましては、在宅医療・介護連携事業といたしまして、塩釜医師会と2市3町、塩竈、多賀城、利府、七ヶ浜、松島の、この2市3町で協力し、広域で事業推進に努めております。

主な取組内容といたしましては、塩竈地区の医療機関と介護事業所の一覧を作成して公開し、また、介護と医療の連携が円滑に行われるよう、情報連携シートというものを作成いたしまして、職員間で活用を図っております。さらに、令和元年度には地域包括ケアシステム構築に向けた先進事例の取組ですとか、往診専門のクリニック医師による在宅みとりに関する研修会などを医療及び介護の従事者向けに実施しております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。

続きまして、今答弁を求めました3点に加えまして、各自治体の役割のうち、地域における在宅医療の体制整備に向けた取組としまして5つあるんですけれども、1つ目が都道府県全体の体制整備、2つ目が在宅医療の取組状況の見える化・データ分析、3つ目が在宅医療への円滑な移行、4つ目、在宅医療に関する人材の確保・育成、最後に住民への普及・啓発というところで、以上5点が挙げられていますけれども、こちらについても宮城県がリーダーシップを取るところも含まれますけれども、当町の進捗状況がどのようなになっているかお尋

ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今おっしゃられた5つの点につきましては、県が作成する地域医療計画に詳細が載っております。地方自治体、市町村といたしましては、そういった県の方針に基づいてデータの情報提供ですとか、逆に県からそういった取りまとめのデータの提供を受けることで地域を把握しているという状況でございますので、具体的な事業などについては県が主体となって行っているという現状になっております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。

実のところ、人生の最期を迎えたい場所としまして6割近くが自宅と回答している一方、厚労省の終末期医療に関する調査によりますと、6割以上の国民が、最期まで自宅での療養は困難と考えておりまして、まさに理想と現実のギャップと言えらると思います。

しかし、死亡の場所別に見ました年次別の死亡数百分率というのを見ても、医療機関における死亡というのは2005年をピークに減少に転じていまして、その後は医療機関以外における死亡が増加傾向にありまして、この傾向は2040年まで続くと予想しております。よって当町としましては、病院や診療所だけでなく、安心してみとりができる受皿を用意すべきではないかと考えております。

具体的には、病気や老衰で亡くなる高齢者のみとり場所につきまして、その大部分を自宅や老人ホーム等へ移行するべく、例えば在宅医療専門診療所を当町へ誘致するなど新たな取組が必要ではないかと考えていますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 米川議員がおっしゃられるように、今後の動向といたしましては医療の進歩ですとか、それから入院期間の短期化というものがございまして、在宅で治療や療養が必要となるケースが増えていきますので、訪問診療や訪問看護、介護サービスといった需要も当町でも増えていくものというふうに予想しております。

町内でも、医療機関では訪問診療を行っていただいております。また、訪問診療を行っていただいている医療機関には訪問看護のサービス、介護保険のサービスを提供するものも併設するということで把握しております。年間で、その2つ合わせまして五、六十件の方を、実人数ですけれども、毎月毎月訪問診療していただいているということを伺っておりますし、中には、1つの医療機関においては在宅みとりを行っていただいている、24時間体制でござ

援をいただいているということを把握しております。

また、当町以外の往診専門のクリニックが、当町以外のところから往診してくださっているという情報も、実は得ております。そういった中、在宅医療専門診療所につきましては、社会情勢や住民ニーズの変化とともに今後求められる医療提供体系かと存じますが、地元の医療機関や医師会との兼ね合いから、直接町が誘致するといったことは大変ハードルが高いものというふうに認識しているところでございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。

今の答弁で、町内の訪問診療、訪問看護の毎月の件数というのを教えていただいて、とても参考になりましたし、実際みとりは医療機関で1件実施しているというところで、それも再確認できました。今、医療機関の話になっていましたけれども、厚労省の在宅医療に係る地域別データ集を見ますと、令和2年中の病院や診療所におけるみとり件数はゼロとなっておりますが、今の回答をいただいて、そちらの認識を改めないといけないところであります。

あと、先ほどの話の続きで、医療機関以外の施設でのみとりというのも着目しているんですけれども、医療機関以外の施設でのみとり件数というのは把握されているでしょうか、お尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） そこまでは情報は得ておりませんでした。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

医療機関以外の施設といいますと、小規模多機能型居宅介護事業所であったり、グループホームであったりとありますけれども、こちら先ほどから話しているとおり、これから医療機関だけの受入れというのは年々大変になっていくことが予想されますので、こちら引き続き検討課題として取り上げていただければと思います。

最後に、今も申し上げましたけれども、国としましては、みとりのために病院の病床を確保するというのは年々困難になってきております。これはコロナ前からもう始まっていたことですが、2040年に向けてそのように進めていこうという、国は取り組んでおりましたし、現在も進行中です。それにコロナ禍が加わって、病院、面会の制限などありまして、これは予期せぬことではありましたが、結果的に自宅や介護施設でのみとりというのが現在急増しております。

あと、昨今のコロナ患者について救急搬送が困難という報道を時々見かけますし、近い将来は、このコロナが終息しても、そもそも病院でのみとりというのは受入れ不能となるケースが年々増えていくのではないかなと私は想像しております。ということで、病院でのみとりというのが、これからは望んでもかなわない時代というのが少しずつ近づいているのかなと懸念しております。町内の方のお話を伺いますと、娘夫婦と一緒に住むために家をリフォームしましたと。それで、いずれ最後は自宅で最期を過ごしたいというお話も聞いたことがありますし、何より私の両親も同じ気持ちを持っているようですので、当町としまして高齢者がより安心して暮らし続けるために、ぜひ在宅医療の充実というのをより一層努めていただければと思ひまして、一般質問の1問目を終わらせていただきます。

続きまして、一般質問の2問目に入らせていただきます。岸田文雄首相はおととい、9月7日より、1日当たりの入国者数を現在の2万人から5万人に引き上げることを発表するとともに、これまで添乗員付きのパッケージツアーに限って観光目的での入国を認めていましたが、添乗員なしのパッケージツアーでの入国も認めることを明らかにしました。

ただし、今回も外国人が日本に入国するためのビザ緩和は盛り込まれておらず、入国者数が緩和されても、ビザが緩和されない限りは、インバウンド、訪日外国人観光客の復活には時間がかかりそうであります。

観光庁は誘客可能となった国や地域からの回復を図り、2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円などの目標達成に向けた取組を継続する姿勢を示しております。観光庁はこれまで、インバウンド観光における消費機会拡大が期待できる潜在的コンテンツや新たな観光コンテンツの開拓、育成を実施しまして、その一環としましてデジタル技術を活用した観光コンテンツを取り扱ってきました。近年では、様々な分野でデジタル技術の導入やDXが進んでいるが、観光コンテンツとしての付加価値の向上については課題が残っております。観光庁はこのような社会的背景からも、観光需要の回復を見据えたデジタル技術の観光への活用は急務だと位置づけております。

ここから1問目に入らせていただきますけれども、当町の観光にとりまして、目先の課題は国内観光客を今後どのように取り込んでいくかでありますけれども、その取組の1つにデジタル化が挙げられます。

当町は、新型コロナの拡大と長期化に対応するべく、令和4年度一般会計補正予算においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を通して、一歩ずつデジタル化を実現しているところですが、各事業の進捗状況、そして期待される成果がどのよう

なものか、まず18番の松島宿デジタルクーポン発行事業についてお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化によりまして、影響を受けている宿泊事業者に対する支援として、松島宿デジタルクーポン発行事業を実施しております。

また、コロナ禍において多様な観光客が季節や目的ごとに選択できるモデルコースなど観光のコンテンツを掲載する分散型観光推進パンフレットにつきましても取り組んでおりますけれども、まずは松島宿デジタルクーポン発行事業について、担当の観光課長のほうから答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。

8月1日より開始しました松島宿デジタルクーポン発行事業につきましては、旅行予約サイトで使用できるデジタルクーポンが発行されており、8月末時点で利用率が50%以上の状況でございます。

企業の成果見込みにつきましては、今実施しております県民割支援の対象とならない北海道、東北6県以外の宿泊客がデジタルクーポンを利用しているケースが多いようです。今後も、全国旅行支援の対象とならない宿泊客が、デジタルクーポンの利用により本町へ宿泊する見込みがあると考えております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

今のところ利用率が50%というところなんですけれども、昨年度の数字を見せられましたところ、結果的に、用意した1,885件分の予約がほとんど使用されたというところでしたけれども、その進捗率50%というのが何件分に相当するのか。

あと、昨年度の利用者の内訳としては宮城県内で40%ほど、東北全体で60%ほどということでしたけれども、今の答弁にありましたように、今のところ東北以外の利用者が多いというところでした、実際こちら、現在の利用者の内訳の割合といったところも知りたいですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 関東の利用者の方も多いようで、東京とか埼玉とか千葉の方が使っている率が多いなというふうなことです。あと、以前から今回の旅館組合さん、じゃら

んさんと契約しての事業実施なんですけれども、関東の方も多いというふうなお話もさせていただいたんですけれども、やっぱりこういった県内の方、それから東北6県の方、やはりそういったオンラインでの予約サイト、旅行予約サイトをしてポイントなりをためるというような、そういったお楽しみにしている旅行者の方もいらっしゃるので、県内の方もやはり一部では使っているというふうな傾向でございます。

あと50%以上ということなんですけれども、受託会社の話では、もう間もなくそれも売り切れる、さばけるのではないかというような話を伺っておりまして、今回1万5,000円以上の予約に対しては1,500円、それから3万円以上5万円未満については3,000円、それから5万円以上については5,000円というようなクーポンの発行なんですけれども、調べる限りでは1,500円については241件、行使率が24.1%、それから3,000円が488件、行使率が48.8%、5,000円が786件ということで78.6%ということで、ならしますと50%以上というような計算になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。

松島旅館組合さんにつきましては先日の報道で知りましたが、2021年度の、じゃらん編集長が選ぶ元気な地域大賞に選出されたということで、とても喜ばしいことだと私も認識しておりますし、今年度の松島宿デジタルクーポン発行事業も、それを超える成果を期待しているところであります。

もう1つの事業、事業番号19番の分散型観光推進パンフレット制作事業ですけれども、こちらについても進捗状況と期待される成果をお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。

分散型観光推進パンフレット制作事業につきましては、現在掲載するコンテンツの撮影や素材収集、それから紙面の構成などを進めております。デザイン完成は10月の末、発行は11月末を予定しております。デザイン完成後は順次、ウェブ用に編集転用した記事の掲載も実施いたします。

事業の成果見込みにつきましては、誘客するターゲットを若年層、それからファミリー層、ミドルシニア層、これに加えてまして閑散期となる冬の期間の4種類選定し、趣味嗜好によって異なる旅行ニーズに合わせた松島旅行を提案することで、年間を通して県内、それから隣

県などから観光誘客を目指しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

有料広告サイト掲載なども予定されているということですし、SNSもこれから利用されることと思います。こちら、紙ベースとデジタルの相乗効果による情報発信を行いながら周知を図るということを以前に聞いておりましたけれども、この紙ベースとデジタルの相乗効果について、すみません、まだちょっとびんときていない部分もありますので、もう少し詳しく教えていただけたらうれしいです。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今回、紙面とデジタルの併用ということで、デジタルについては受託会社が運営するウェブに若年層、ファミリー層、ミドルシニア層、それから冬の期間のお勧めスポットページで紹介したコンテンツをまとめ記事に再編し、それぞれ配信することを予定しております。掲載する内容につきましては、施設名、それから画像紹介文、住所などの基本情報や、ホームページのURLなどを予定しております。

それから今、先ほど議員のほうからもお話ありましたけれども、この受託会社の公式のSNSあるんですけれども、ここで発信したウェブ記事に誘導するための広告、これ有料広告になるんですけれども、これらを掲載して、紙面とともにこのデジタルで、お客様のほうを松島のほうに誘客を図るというふうな目的でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。

こちらの事業2つとも、松島のデジタル化事業として大きな成果が上がることをこれからも期待しております。

2問目に移ろうと思います。既に実施しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の1つに、松島詣通行手形発行事業がございます。事業番号は7番ですけれども、こちら私も購入しまして、災害ボランティアに参加してくれた仙台在住の知り合いがいるんですけれども、そのお礼にこの通行手形を1枚プレゼントしまして、ちょうどあなご井キャンペーンの最中でしたので、庄屋であなご井を味わいまして、あと関所でお土産を買って仙台へお戻りくださいと案内したところ、とても喜んでいただきました。

今のところ、このクーポン券は紙媒体であるんですけども、実際、実施後の話を聞いてみますと、レストハウス前に長い行列が発生していたとか、あと1人で4万円以上購入していたとか、そういう話を耳にしたんですけども、それらはいずれもクーポン券が紙媒体であることが大きな要因と考えております。そういったことを未然に防ぎたいところなんですけれども、これからは、例えばスマートフォンアプリを使いまして、2次元コード読み取り方式を採用することにより、店舗側での初期投資ですとか手間がかからず導入できますので、手始めに来年度は、まずは町民限定でデジタル割増しクーポン券、こちらを発行してみてもどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 松島詣通行手形の手頃のご購入、誠にありがとうございます。商品券のデジタル化につきましては、松島詣通行手形発行业務をはじめ、これまで多くの店舗が参加しやすく、かつあらゆる年代でも購入しやすい紙媒体でクーポン券を発行しておりました。

商品券のデジタル化は、導入や運用コストの削減が期待できる一方で、事業者の方のキャッシュレス決済サービスの手数料負担など、課題も考えられます。当面は商品券のデジタル化は考えておりませんが、今後、関係者の方と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

ほかの自治体を見渡しますと、例えば福島県の磐梯町においては、こちら当町と同じく高齢者が多い町でして、企画当初はどこまで町内に浸透するか心配する声があったようなんですけれども、令和3年度にこのデジタルクーポン券を販売したところ、販売とともに即日完売というところで、高齢者を含めまして多くの方が利用したとのことでした。磐梯町の人口は松島の半分以下なんですけれども、こちらのデジタルクーポン券を利用できるというお店が32件に上ったと聞いております。磐梯町でできるんだから、当町でもできるのではないかと簡単に申し上げるつもりはないんですけども、そういった事例もありますというところで、まず認識していただければと思います。

この続き、DX、デジタルトランスフォーメーションによります大きな革新と呼べるものの1つに、キャッシュレス決済というのが挙げられます。利便性の向上であったり、行政コストの削減であったり、そして何より地域経済のさらなる活性化を見据えまして、例えば観光



促進型地域デジタル通貨、ルーラコインというのがあるんですけども、こちらリーフレットが手元にありますが、こちらは例えばですけども、ルーラコインのように町民だけでなく町外の方も利用できるデジタル通貨の発行を目指してみてもどうかと考えますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 観光促進型地域デジタル通貨につきましては、全国の観光地や温泉地で使える日本初の観光に特化した地域通貨と認識しております。本町でも数店舗が加盟していると伺っておりますが、町内でキャッシュレス決済をしていない店舗もあることから、観光事業者のご意見も伺いながら、地域デジタル通貨について今後研究してまいります。以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

そもそもキャッシュレス決済を取り入れていない店舗が少なからずあるのは認識しておりますが、それはちょっと後を取っておきまして、もうちょっと地域デジタル通貨について案内したいんですけども、これも福島県磐梯町の事例になりますけれども、先ほどデジタル地域クーポンの話をし上げましたけれども、この磐梯町においては、アプリ決済に対する町内事業者の経験値が高まってきましたと。加えて、デジタル商品券の利用であったりスマートフォン教室の開催を経まして、町民のデジタルリテラシーが向上しましたと。それらを受けまして、令和4年度、今年度は次のステップとしまして、町民だけではなく町外の方も利用できる地域デジタル通貨、ばんだいコインというのを発行したそうです。具体的には、専用アプリで1円を1コインとしてチャージして支払いの際に使うと。チャージした金額に対して10%のポイントがついて、1ポイント1コインとして使えると。そして、全国のセブン銀行のATMや町内の専用機器でチャージできるといった記事を目にしました。

ということで、この磐梯町以外にもこういう事例はあると思うんですけども、このばんだいコインという事例について、何かコメントいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） この観光促進型の地域デジタル通貨と、キャッシュレス決済を踏まえてのお話をさせていただきたいと思うんですけども、これまで松島観光は、行政と共に観光協会さん中心になって、様々な事業を各事業者さんと一緒にやってきた経緯がござ

いまして、どちらかという昔から事業者が落後しないように一緒になって、経営基盤の弱いところに合わせてやっていく、いわゆる護送船団方式的なやり方で観光事業をやってきたというような経緯がございまして、今日も協会長いらっしゃるんですけれども、その辺でいろいろご苦労もされているのではないかと。デジタルコインの導入の話になりますと、やはり個人経営で、飲食店さんなんかは特に、やはりいまだに現金でのやり取りをやっているところも多く見られておりまして、そういったところを外してそういったキャッシュレス、デジタルコインなんかをやるという話になったときは、やはり全体での合意形成なりが必要なんだろうなと、この一般質問を受けて考えておりました。

いずれは、キャッシュレス含めて避けて通れない道だとは思いますが、例えば日本のキャッシュレス、国内での普及率が30%に満たないと、大体25%ぐらいだと。そして一方で、韓国のほうが何で90%以上の高い普及率になっているのかというような話になりますと、韓国の国の政策で、キャッシュレスを使った方に対しては所得の控除なりがあると、そういった形で90%以上の利用率があるというのが、使って本当にメリットがあるのかというところなど今後国の動向なり、今話出ました福島の町の情報なり、いろいろ動向はこちらのほうとしても注視して、研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。

ほかの自治体のまねをすればいいということでは決してなくて、ただ、まず参考にしていただきたいという思いで質問、案内させていただきました。クレジットカードを使えない店ですとか、P a y P a yを導入したけれども、今はやめている店というのは複数ありますけれども、では手数料を負担すれば、手数料負担分を補助すればいいのかと言われると、そういった次元の話ではないと私も認識しています。そもそもそういった手数料といいますのは、現金払いに伴います売掛金、いわゆるツケですね、そういったものの貸し倒れリスク、そういうのを回避するための経費ですので、これを公金で補助するというのは本筋ではないと思っていますので、まずそれは、そういうところは私も認識は合っていると思っています。

今、キャッシュレス決済をこのように訴えているのは、あくまで国が進めるところのデジタル技術を活用しまして町内の消費機会の拡大、デジタルコインがあることで、お金を町内で使う機会が増えるのではないかと、あと消費単価の向上というのも期待できるのではないかと。ポイントがつくというのもありますので、町内で1回当たり購入する金額が上がるので

はないかという期待もあります。そういった観光DXの一環として提案しておりますけれども、しつこいようで恐縮ですが、そのあたりも含めて答弁をお願いしたいんですけれども。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 個人的には非常にデジタル通貨なりというのは興味がある事業でございますが、松島でやったら非常に話題性があるのではないかなという思いではおりますが、前段でも申し上げましたとおり、やはりキャッシュレスなりの導入については電子商品券だけではなくて、今後も続くキャッシュレスの流れというのもありますので、その辺は各オーナーさんが、やはりそういったデジタルを導入するかというのは、やはりオーナーさんの考え1つではないのかと思っております。

今後も、再三同じ答弁になりますけれども、事業者の方なり協会さんなり、あるいは商工会さんなりのご意見も伺いながら、導入については研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 太田課長の思いはよく伝わっておりますので、承知しております。

では最後に、私としては決して、例えば楽天生命パークのように完全キャッシュレスを当町で望んでいるということは決してございません。ただ、町内で食事をしたい、買物をしたいという観光客に対しまして、では町内に足を踏み入れる前に現金を用意してくださいですか、現金がないのであれば、近くのコンビニのATMで現金を下ろすといいのではないですかとか、直接はっきりそのように伝える事業者はまずいないと思っておりますけれども、間接的にそういうことなると認識しております。もちろん分かるんですよ、実際の観光客の大半は松島に来る前にもう現金用意しているんですよ。それはよく分かります。

ただ、私が最後に言いたいのは、そういった現状のままで本当にいいのでしょうかと、観光客から要望が多数出るまで、それまで待っていて本当にいいのでしょうかと、私は一般質問の中で、それを強く訴えたいところであります。

あと、繰り返しになりますけれども、国が進める観光DX、観光デジタルトランスフォーメーションといいますのは目的が複数ありますけれども、特に私は地域経済のさらなる活性化というのを、これを主眼にして取り入れていただきたいと思っております。なるべく近い将来、町内の商店に出向いて、例えば〇〇ポイントカードはお持ちですかと聞かれるのと同じように、松島コインはお持ちですかと聞かれるような時期が早く訪れてほしいですし、支払う側としましても、観光客も町民も含めてですけれども、〇〇ペイでと店員へ伝えるのに加

えまして、松島コインでと伝えられるような、そういう時代が早く訪れることを夢に見ながら、これからまた議員活動に取り組んでいこうと思っております。

ここで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 2番米川修司議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

午前11時56分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。11番小澤陽子議員、登壇の上質問願います。

〔11番 小澤陽子君 登壇〕

○11番（小澤陽子君） 11番、小澤陽子です。

今日まで、法律や町の仕組みが分からない私にたくさんのご指導して下さった町当局の皆様へ感謝を申し上げまして、私の質問を始めさせていただきます。

1つ目の質問に入ります。町の環境整備、環境保全につきまして、今年は降った雨で乾く前に雨が降り、高温多湿植物が繁茂する条件がそろい、一般家庭の庭の草取りも追いつかない状況となっております。

高城区内の一部の地域では、空き家や空き地等に植物や木々が繁茂し、蚊が発生し、衛生上極めてよくない状況となっております。把握していますでしょうか。

先日、一般質問で、（仮称）松島町あき地雑草等の除去に関する条例の制定についての質問をいたしました。個人に個人が苦情を言い始めれば、いがみ合いが起こります。それを避けるために、先進地である利府町の話を見せてもらいました。苦情を受けてからではなく、町職員が地域の環境を把握し町民に代わって動いていただく、そのための必要と思われる条例と考えております。

また、この空き家と空き地の間には2メートル弱の水路があり、願立寺方向に流れております。草を刈り舗装し、普通の生活道路として使うことはできませんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） ちょっとすみません。これが質問でよろしいんですね。

○11番（小澤陽子君） はい、お願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、副町長。

○副町長（熊谷清一君） ただいまの質問にお答えいたしますが、前もって通告いただきました

内容からすると、大きく2つに分かれるのかなというふうに感じておりますので、それに基づきまして答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、最初の高城地区内のことでありますけれども、適正な管理がなされていない空き家、それから空き地につきましては、近隣の方々に不快感を与えることに加えまして、今議員さんおっしゃられましたように病虫害の発生、それから小動物などが寄りつくことによって環境悪化の原因になることから、職員の巡回、それから環境美化推進員の情報提供などを基に現状の把握に努めているところでございます。

今ご質問にありました高城地区内の空き家、空き地の現状把握につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 空き家、空き地につきましては、過去に特定された場所ですとか箇所を中心に機会あるごとに現状把握をし、好ましくないというふうな判断をした場合は所有者に指導文書を送付しているところです。6月の定例会の際にも答弁させていただきましたけれども、町民から相談があった場合は環境防災班が窓口となりまして、所有者の自宅へ訪問し指導を行うか、あとは現状が確認できる写真などを添付をして、指導文書を送付しております。

あと、担当職員が現場に出た際には、周囲の環境に注視しながら、情報提供があった場所については不定期ではありますが、現場の状況を確認するなど現状把握に努めております。また、町民から相談がありました土地等については、町が所有者の調査をして指導している状況にあります。

今回、場所が特に特定されているわけではないですけれども、個別にどこまで行政が関与するかというのは、個々にちょっと判断が必要になるんですが、役場として関与する場合はやっぱりエリア的に、公共公益の観点から好ましくないというふうに判断をすれば、今説明したように指導文書を送っております。大半の方は、大体1か月以内に対応していただいているところなんですけど、中には毎年毎年、同じような状況になる場所も確かにございます。これはちょっと難しいところもありますが、引き続き注視をして、なるべく良好な環境が確保されるよう努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） それから、2つ目の「また」からのご質問、水路のご質問かなと思う

んですけれども、水路につきましては現在、ご存じのとおり水路敷の真ん中に側溝の蓋がか  
けられている状況にあります。一部の住民が利用していることも把握しております。昔、蓋  
かかっている状態で、ちょっと危ないとか様々な点がありまして、人が通れることにして  
ほしいということで、一部蓋かけた経緯もあります。それが現在に至っているということで  
あります。

今ご質問にありました舗装等々についてということではありますが、当該水路につきましては  
環境衛生上、それから安全面の観点から、今お話ししたように蓋をかけております。道路と  
しては、ここにつきましては、この敷地の土地の周りに町道等々、皆さんが利用されている  
町道等がございますので、できればそこをご利用していただくということで、この水路につ  
いては舗装等との整備については、今のところ考えていないという状況であります。

以上であります。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 次の質問に移らせていただきます。この場所もそうですが、高城地区の  
冠水する場所にある雨水溝は町で清掃をしていますのでしょうか、していませんか。清掃ス  
ケジュールが分かれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） お答えをさせていただきます。

ただいまの高城地区の雨水路の清掃についてでありますけれども、現在のところ地区の協力  
をもらいながら道路側溝、道路に付随する側溝につきましては清掃を行っております。それ  
から各雨水ポンプ場、大きな排水ポンプ場につながる幹線水路、太い水路につきましては町  
が清掃を行っているという状況になっております。

そうした中、側溝の清掃につきましては、主に地区の要望があった箇所について調査を行っ  
ているんですけれども、実際のスケジュール等々につきましては、その側溝に土砂どのぐ  
らいたまっているか等々、あと地区と、いつ頃よろしいかとか、そういう打合せをさせてい  
ただきながら整備をさせていただいているのが現状であります。

なお、幹線水路、大きな水路につきましては台風のスケジュールこれから、その前に各水路  
のほうを清掃しているのが現状であります。なお、間もなくこの清掃については完了する予  
定となっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 今回の大雨で、高城地区では何か所も冠水ができ、道路が寸断されてしまいました。雨水溝等がごみや土で詰まり、排水できなくなり、冠水に拍車をかけているかと思われます。今、清掃しているということだったんですけれども、地区のほうから要望があればということなんですけれども、具体的にどのように要望を出せばいいか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 要望の仕方には、いろいろな形があろうかと思えます。行政区、高城区ということは高城行政区長はじめ、それから行政員の皆さん、もっと細かいエリアですね、そういう行政員の皆さんから、ここの地区ちょっと側溝、土砂たまっているようだけれども、ちょっと現地を見ていただいでくれないかという話を受けながら、そして大体エリアとか場所が決まってくると、あとは区とかなんかといろいろ相談して、どういう順番でやりましようかと、どういうふうにやっていましようかと、そういうところを町でいうと道路管理者のほうと調整をして、建設課ですね、うちのほうでいえば。と、調整をさせていただきながら現場のほう、地区の方と一緒に協働しながら清掃するという流れになっております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 今回、町民の方からお話をいただいた場所は、町の持ち物の道路ではないんですけれども、その雨水溝の上の部分の草取りのお話なんですけれども、その町で持っている道路というか、雨水溝の草取りに関しましては、どのようにお考えですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 多分ご質問の内容、ちょっと確認ということなんですけれども、2番目にご質問あった側溝に蓋をかけた、あそこのエリアで、側溝蓋かかっているところは草は生えていないんですけれども、多分その脇がずっと草生えているんでということのご質問かなということでもよろしいでしょうか。（「そうです」の声あり）これは、どこの地区もそうなんですけれども、ここについても町の水路敷だということで、町で管理するのも1つでありますけれども、もしご協力いただけるのであれば、町も一緒にしますけれども、地区、利用される方等とも一緒にご協力いただきながら、その清掃等々させていただければと思います。細かい内容等については水路管理者あるいは道路管理者といろいろ、その辺は協議させていただきたいと思いますが、すごく広いエリアとかそういうことでもないですし、地域の皆さんで何か協力していただくと、とてもありがたいかなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それでは、地域の皆様と、あとボランティアの方と一緒に行政の方にお願ひしたら、みんなで手を携えて一緒にやっていただけるという認識でよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 認識でよろしいかと聞かれたんですけれども、地域と一緒に、その辺は我々もこういうお話を受けたということも踏まえて、地域の行政員さんとか区長さんとかお話しさせていただいて、一応地域の方と一緒に清掃できればなど、草取りができればなどというふうに思います。そういう感じで対応していきたいなということで思っております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それでは、今回のこの場所の件につきましては、行政さんのほうでは特にやる予定はないということですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ご質問の中で、今のところは水路のところでご質問で2つ大きくあるのではないかと今ご質問内容、1つは草、今言った草を取る話ですね。それでもう1つは、そのところを舗装していただけないかというお話があったかと思います。2つある。草については地域と一緒に協力、草取り一緒にできないかということで今、お話をさせていただきました。それから舗装については、これはちょっと今の段階ではできないということで、最初に答弁させていただきました。そういうことでご理解いただければなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。

それでは、地域の皆様と手を携えて草取りをさせていただいて、その後に側溝の上の重いのは何か、よけていただけるといってお話をいただいていたので、よけていただいたらまた地域の皆様と泥かきをすることはできますか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ちょっと話が、その側溝の土砂というところまで話が来ましたので、ここにつきましてはまた1つ話分けていて、地域の先ほど3つ目、何番目だったかな、道路の側溝、一般の町道に面する道路側溝の土砂ということでお答えをさせていただきました。ここの水路のところも、大きさ的には同じような規模であるかなと思いますので、先ほど地域の方と一緒にというお話させていただきましたけれども、あの側溝、上げ蓋、昔かけた上



げ蓋なので、大変ちょっと人の手では無理かなということがありますので、そこら辺は行政のほうと一緒に、最初にそこにたまっているかどうかの確認が道路管理者とかなんかで、水路管理者、いろいろあるわけですがそれでも確認をしてもらって、たまっているとすれば蓋重いですから蓋をどけながら、どういう形か清掃するという形になるかと思います。それも地域の方と一緒にご相談をしながら、あそこのエリアの人たちと相談しながら一緒に進めていければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 大変よく分かりました。

私の実家のというか、私の嫁ぎ先の父の部屋に貼ってあった紙なんですけれども、今あるものを使い切るという単語、紙が義理の父の仕事場に貼ってありました。新しいものをたくさんつくり出したり、新しい施設を建てたりすることも、すごく大切なことだと思います。

ただ、やはり今地球がこのような状況になっているときに今あるもの、今既にあるものを大切にしたりとか、あと小さな道路ではありますけれども、そこに住む住民の方の生活というか、なりわい、例えば保育所にお子様を送り迎えするのにちょっと近道だったりとか、おじいさんの散歩道だったりとかする道、道ではないんでしょうけれども、そういうものを何か大切に作る気持ちを大切にできたらいいなと思い、この質問は終わりにさせていただきます。

2つ目の質問に移らせていただきます。松島町民の個人情報の自衛隊への提供につきまして、松島町でも他市町村と同様に、自衛隊の人材確保の協力で、対象者の個人情報を提出していると思われます。

しかし、本人の同意のない提供について抗議が寄せられ、一部自治体では情報提供を希望しない市民（町民）には、申出があれば除外するところも出てきております。やり方としては、個人情報を提供する前にホームページで広報し、申出書の提出について名簿上より除外する形を取っております。

私は、自衛隊に賛成とか反対とか言っているのではなく、町民の方々から町当局に聞いてほしいという話がありました。そこで、お聞きいたします。松島町では、どのように自衛隊に対しての協力をしているのか、以下の項目について質問します。

1、名簿の提出はしていますか、していませんか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本町におきましては、募集対象者情報に関する資料の提出を行っており

ます。なお、詳細につきましては担当課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） ご質問にお答えします。

募集対象者情報につきましては、防衛大臣より今年1月21日付で自衛官募集等の推進について依頼がございました。その後、自衛隊宮城地方協力本部長より3月3日付で自衛官募集等の推進に係る募集事務の細部についてということで提供の依頼がありまして、そちらに応じる形で、5月24日付で今年度18歳及び22歳になる対象者情報を自衛隊宮城地方協力本部長宛てに提出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 承知いたしました。

2つ目の質問に移ります。提出しているとすれば、いつの時期、何年前ぐらいから提出していますか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これらについても担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） ご質問にお答えします。

募集対象者情報につきましては、これまで住民基本台帳の閲覧により対象者情報を提供してきたところでございますが、令和3年度から紙媒体による提供を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 仙台市では、住所を封筒に貼れる状況にして、それを提出しているそうです。もう既に自衛隊に入隊している方の住所は抜いているというか、抜いて渡して、さらに使わなかったものは、個人情報に当たるので返却していただいているそうです。なので、最終的には、その個人情報自体は残らない形を仙台市さんのほうでは取っているんですけども、松島町では紙だけで、ただ出して終わりということによろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 本町におきましては、自衛隊宮城地方協力本部と文書のほうを取り交わしておりまして、法令に基づき、まず適正に管理をしてくださいと、利用が終了

した時点で、細断等により復元不可の状態にした上で破棄することということの協定を結びながら、終了した時点で報告をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） それでは、3番の質問に移らせていただきます。何の法律に基づいて、または国や県よりの、先ほど言った宮城地方協力本部さん等によって提出しているんですけども、法律名だけではなく、普通の町民の方が分かりやすい内容で説明してください。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要となる情報に関する資料の提出につきましては、自衛隊法第97条第1項に基づく、その中の条文にございますが、市区町村長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務としまして、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し情報を求めることができるとなっております。その募集に関し必要な資料としまして、住民基本台帳の一部の写しを用いることにつきまして、防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政住民制度課長より令和3年2月5日付で自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についての通知に基づき、本町におきましては資料の提出を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 個人情報保護条例というものと、あと住民基本台帳法という法律がございます。こちらのほうについてはいかがお考えか、教えてください。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） この防衛大臣が行います自衛官等の募集事務のために、住民基本台帳事項のうち現在4項目、氏名、生年月日、性別及び住所を防衛大臣に提供しております。自衛官募集事務が自衛隊法に基づくものでございまして、住民基本台帳法第11条第1項に規定する法律、法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当することから、従前より防衛大臣から同項の規定に基づく請求があったときにつきましては、閲覧に供するという方法で住民台帳を提供してまいりました。

また、町の個人情報保護条例第9条第2項では、法令に定めがあるときは、個人情報を提供することができる旨の規定をしておりますことから、防衛大臣に情報の提供を行うことができるものということで進めているものでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 少し長くなるんですけども、よろしいですか。これは私の資料というか、ある研究所というか、大学の方の資料なんですけれども、住民基本台帳法に違反する提供。住民基本台帳法第11条には、市区町村による目的外の利用や外部提供についての定めがありません。したがって、自衛隊の協力要請を受けたとしても、住民基本台帳のどの項を取っても、これを根拠に市町村が住民基本台帳に記載された個人情報を提供できるとの解釈はできません。しかも、防衛省及び総務省からの通知は、地方自治法245条の第4条に基づく技術的助言だとされていますから、これに応じないとしても市町村には不利益がありません。

ところが、市町村には住民基本台帳法の仕組みを離れて国からの通知のまま、これに追随している例が見受けられます。これでは、法令解释权が国の行政機関に一元することになってしまいます。法治主義とともに、機関委任事務が消滅した地方分権改革の趣旨にも反する事態と思われるから、黙認できるものではありません。市区町村が通知に従って、氏名等の住民台帳の一部の写しを提供することは、これの閲覧しか認めていない住民基本台帳法11条に違反します。この後もいろいろ続きます。同じように、個人情報保護条例に基づく個人情報の提供と問題点についても、ちょっと読むと長いので今回は省略させていただきますが、その法律の解釈によっては、法を犯しているのではないかと言う大学の教授や研究機関もでございます。

自衛隊に名簿を提供することは構わないと思います。しかし、4番の質問に移らせていただきます。広報で除外ができることを周知し、希望者には除外の申請ができるようにすべきと考えますが、いかがですか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 現在、県内の一部の自治体におきまして、ホームページ上で事前に告知をしまして、除外申請者分は除いている自治体がございます。こちらのほう、我々町のほうでも既に把握はしております、現在県内の同じ自衛官募集事務を行っている市町村の窓口と現在協議を進めているところでございます。今後、そのような自治体の取扱方法も参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 来年度の募集には間に合いそうですか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） この場では間に合うとは断定はできませんが、その辺、なるべく早急に取り組めるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 今、国のほうで憲法9条が改正されるかどうかは私も分かりません。それから、緊急事態条項も変更されるかもしれません。そうなった場合に、やはり今回この情報をくださった方は実は私の娘2人、ちょうど大学生と高校生で、この年齢に当たる娘がいます。男性であろうと女性であろうと、もし戦争が始まった場合に、やっぱり手塩にかけて育てたこの松島町の子供たちが、絶対に戦争に行かない日が来ないというのは100%は言い切れないと思います。なので、やはり一人一人の多様性を認めると私いつも言っているんですけども、選べる社会をつくっていただけたらありがたいので、これからもやっていただけたらということでしたので、期待しておりますので、よろしくお願いします。これで2つ目の質問を終わります。

次に、3つ目の質問に移らせていただきます。雨災害時における住民を守るための体制強化につきまして、雨の被害に関しましては、年々降る量が増えてきており、今回のように短時間で町内各地に大雨が降り、冠水や土砂崩れにより道路が寸断されるようなケースが今後ますます増えてくることと思われまます。

そこで、住民の安全を確保し、命を守るためには何をすべきなのかを考え、雨・地震等の災害別に体制を強化すべきではないかと思われまます。今回の大雨災害の町当局の対応が果たして住民の安全面で、どれだけ有効に機能したのかをお聞きいたします。

1、大雨の情報が既に来ていたのに、職員をなぜ待機させる必要がなかったのか、教えてください。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） それではお答えをいたします。

まず今回の雨に関するお答えになりますけれども、昨日、他の議員さんからもいろいろご質問ありました。それにお答えしていますので、多分ダブる部分、重複する分があるかと思いますが、そこはひとつよろしくお願ひしたいと思ひまます。

今回の災害につきましては、本町初めて記録的短時間大雨情報が発表されるなど、降り始めから1時間当たり100ミリを超える降雨強度に襲われ、これまでに経験したことのない気象状

況下でありました。このような中で災害対応が必要となりました。近年の異常気象により、今後もこのような災害が常習化することが予想されます。避難情報を含めた情報発信の在り方、それから職員の配備体制、避難所開設手法など今回の災害を踏まえて改めて見直しを行い、安全安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。なお、ご質問にありました詳細につきましては、危機管理監より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 今回の災害におきましては、気象庁からの気象情報が大雨注意報のみが発表されているというような状況でございました。そのために職員の配備基準には至っていないということから、待機はさせなかったということになります。配備基準に至らない場合でも、気象台からのホットラインがあった場合とか、気象状況によっては待機させる場合もありますけれども、当日予測されていた雨量につきまして、本町の時間雨量が職員を待機させるまでの状況には至っていなかったということ、さらには気象庁の危険度分布、いわゆるキキクルと言われるものがあるんですけれども、そちらの状況でも、本町を含めた周辺の地域については、この辺りのエリアにつきましては降り始めの10時台までは危険度が示されていなかったというような実情もございます。

しかしながら、7月13日、2日目にも大雨警報土砂災害が発表されていたということもありまして、気象会社の予測のほうも不安定なところもあったということがあって、先ほど言いました気象庁の危険度分布に示されてはおりませんでした。当初雨量指数が高まっているということで判断しまして、さらに当日、西部を中心に大雨警報が発表されていたという状況もございましたので、本町への大雨警報の発表ということも想定されていたということになります。そのため、事前の準備といたしましては、7月14日に開催されました課長会議におきましても、さらに15日当日、職員の連絡用メールによりまして、職員参集についての事前周知というものは図らせていただいたところです。

また、当日におきましても私と環境防災班長、総務課長も加わっていましたが、待機させていただきまして、情報収集に当たって環境防災班職員は、基準より早く参集をかけるというような配備基準以上の体制は取らせていただいていたところではございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 理由はそれぞれ様々な理由があると思いますが、松島町は高齢者が多いので、なかなか急な避難などはできにくいと考えます。短時間で大量の雨がこれからも降る

ことが考えられるので、全体に指示を出す人たちは災害弱者の方々のことまで考えながらの対応が必要と考えます。1人の人間の考えだけではなく、周りの人たちの忠告も必要とあれば取り入れるなど、もっと積極的な対応が必要かと思われまます。

それでは、質問2に移ります。各避難所はなぜ適時開設されなかったのか、教えてください。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 避難所を適時開設しなかったことにつきましては、避難所を開設することが困難な状況であったということが現実でございます。降り始めから降雨強度が1時間当たり100ミリの雨に襲われまして、道路が一気に冠水し、土砂崩れ等により通行できない状況となり、職員の参集も困難であるというような状況から、各地区のほうに避難所の開設をお願いする必要がございました。

しかしながら、被害の状況が全部把握できない状況の中で避難所を開設することは、開設する職員や地区の役員はもちろん、避難する住民のほうを危険にさらすような状況でもございました。そのため、消防団や巡回していた職員、参集してきた職員、または地区からの情報などからも、安全に開設できる避難所を判断させていただきまして、避難所開設の準備を地区の皆さんに協力をいただきながら段階的に開設の準備に当たり、最終的に指定避難所としては12か所を開設したというところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） これも理由は様々なことは大変よく分かりました。初期の職員の配置の対応ができなかったことが原因かと思われまますので、どうか今後はこのようなことがあれば適切な対応をお願いいたします。

それでは、3番の質問に移ります。他の市町村では、地区ごとの状況と避難の指示が出ていましたが、松島は出ず、しばらくしてから最後の避難勧告が出たのはどうしてですか、教えてください。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 他の市町村では、地区ごとに避難指示が出されていることにつきましては、本町とは気象状況での発表状況が異なっていたということが大きな理由となっております。本町が緊急安全確保を発令する前に避難指示を発令していた市町村は2自治体、高齢者等避難を発令した市町は7自治体ということでもございました。多くの自治体では、7月15日の正午から午後3時までの間に大雨警報土砂災害が発表されているというような状況

でした。

また、それ以外の市町も1市ほどありまして、電話で確認させていただいたりもしたんですけれども、やはり危険の分布というもので危険度が高まっていたり、高い降水量が予測されていたというようなこと、さらに气象台のほうからのホットラインというものがあるんですけれども、そちらがあつたりと、本町を含めたこの周辺地域とは状況が異なっているという事実があつたというところでございます。

一方、本町におきましては午後10時2分ですか、大雨警報土砂災害が発表されまして、その後土砂災害警戒情報、大雨警報浸水害、洪水警報、先ほど言いました記録的短時間大雨情報など、東松島市や大郷町を含めて局地的に気象情報が次々に発表されたという状況になっておりました。そういうような状況から、避難情報を発令するというのも検討しましたが、参集してきた職員、巡回する消防団の情報などからも、道路が冠水して、避難所までの安全が確保できない状況で、避難情報の発令は危険であるということで判断させていただきまして、最終的には住宅への浸水、土砂崩れ等の情報が複数入ってきたことを踏まえまして、災害が発生したと、さらには立ち退き避難が困難であるというようなことを判断させていただきまして、身の安全を確保していただくことを優先に、緊急安全確保の発令に至ったというところでございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） これも理由は様々なことが分かりました。ここも、初期の職員の配置ができなかったからだと思いますので、どうか今後このようなことがあれば適切な対応をお願いいたします。

4番の質問に移ります。職員にも招集がかかりましたが、夜遅く冠水や土砂崩れで町内に入れない人や、腰まで水に浸かり、やっと役場に来てくださった職員さんがいらっしゃいました。本当に職員さんも危険だったと思うんですけれども、この点についてお伺いしたいです。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 職員参集につきましては、職員の連絡用メールにおいて、道路の冠水状況に注意し、安全を確保を優先して参集すること、さらには危険な場合は無理をしないことということでの連絡をさせていただきました。

7月14日に開催した課長会議や7月15日、午後3時20分ですかね、そういう質問なんですけれども、事前に連絡用メールにおいても、参集する可能性があるため、連絡体制の確保ということを知りつつおりましたが、降り始めからの急激な大雨ということがあったため、職



員参集までの余裕を持った参集を呼びかけることができなかったというような状況でございました。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） そのような時間に招集をかけたために、腰まで浸かる冠水の中、職員も出勤するしかなかったと思います。非常に危険だと思いました。今後、このようなことがないようにお願いいたします。

それでは、5番の質問に移らせていただきます。簡単でいいので、大雨が降り始めてから全体の被害状況が分かるまでの時系列に町当局の対応と、町長、副町長、その都度の指示の内容を教えてください。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） それではお答えします。

今回の災害における時系列というお話もありましたけれども、対応状況につきましては、8月に開催しました臨時議会で説明しておりますので、指示の内容を中心に説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、降り始めの前の段階において、7月13日の大雨を考慮いたしまして大雨警報の発生が想定されることから、危機管理監と環境防災班長、先ほど危機管理監からお話ありましたが、待機をさせました。そして、情報収集に当たることを指示しております。あわせて、大雨警報発令時に、環境防災班による0号配備、担当者のほうですね、することを町長、副町長、総務課長、危機管理監と情報共有を行っております。

また、降り始めまで、7月15日の午後10時台となりますが、大雨警報、土砂災害が発表された午後10時1分の段階で0号警戒配備としたことを確認し、午後10時30分に土砂災害警戒情報が発表されたことや当時の降雨の状況、100ミリ以上ということで、ただ、私、教育長、総務課長、危機管理監、町長は役場に向かっていたんですけども、途中磯崎で動かれなくなりましたので、私と携帯による電話連絡でやり取りをかけながら、各課長への連絡を指示したところであります。その後、午後11時から午前1時には、私からの指示を中心に道路冠水箇所の安全確保、それから排水ポンプによる排水作業、それから浸水車両の安否確認、避難所開設に係る地区への依頼など災害対応に当たっております。さらに、午前2時以降には避難情報の発令や避難所の開設、松島地区災害防止協議会への応急対応など、本部において協議しながら対応を指示させていただいております。

以上が1つの流れの状況であります。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。

6番の質問に移らせていただきます。地震と違い、あらかじめ大雨が降る予想が出ているとき、全職員を残さないのであれば、すぐ駆けつけることのできる町内の職員を第1陣として配置する等の工夫をしてみてもいいかでしょうか。災害等の対策要綱は整備されているのか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 災害時の対応につきましては、地域防災計画のほうにまとめられております。しかしながら、今回のような浸水の場合には、町外の職員だけではなく、町内の職員でも参集することが困難な状況となります。今回の災害の経験を踏まえまして検証を行い、職員の配備体制についても見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 例えばということで例を挙げてみましたが、急な対応を迫られるとき、近くの職員が頼りになることは明白です。他市町ではやっていないとかいるとか関係なく、松島独自でよい方法を模索していくことも大切だと考えます。災害時に職員がすぐ集まれる町は、災害に強い町かと思えます。

7番の質問に移ります。今回の雨災害を通じて様々な面で反省が必要と考えますが、今後の対応はどのようにしていくのか、町民の安心・安全をどう考えるのか、教えてください。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） お答えをいたします。

今回の大雨特別警報が発表された平成27年の関東・東北豪雨と、それから令和元年台風19号の東日本台風、今回は大雨特別警報は発表されませんでした。それ以上の気象状況であったのも認識しております。ということでこのような状況は、地球温暖化における異常気象により、このような災害は今後も常習化してくるものというふうには思っております。今、議員のほうから、いろいろなことで事前にいろいろな対応ができたのではないかと、職員の配置ということもありましたけれども、その点は今回の場合、気象庁の情報を基にしながら職員配備でさせていただいたんですけれども、そこは合致しなく、突如として短時間の間に大雨が降ったということで、それに対応する職員もしかり、道路であったり様々な面で被害が出てきたということで、それに対応できなかったということはあります。そういうことで今

後、気象台をはじめとする国、県、それから自主防災組織など関係機関との関係を深めまして、町民の皆さんが安全安心に暮らせるまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 承知いたしました。

様々、回答ありがとうございます。まずは、住民の方々の安心と安全のため、今後とも迅速で適切な対応をお願いします。それから、役場自体にも、この本町にも、どうしようもなく避難してきた方がいました。非常時ですので、避難してきた住民の方々や町民の方々にも優しく丁寧な対応をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 答弁求めますか。（「お願いします」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 避難されてくる方、状況によって今回はJRのほうからも要請があって役場のほうに受け入れたりということで、その都度その都度、対応を図らせていただいて、丁寧に対応していたところではございます。それもあって先日、JRのほうからは職員が迅速にいろいろな受入体制を整えたということで感謝状も頂いてはいたところなんです。そういう対応をこれからも拡大させていって、住民の皆さんが安心して暮らせるようなまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 実は当日、私も大雨警報が10時に出て、機関場がどうなっているのか気になって車を走らせて、各機関場、電気がついているところ、ついていないところ、それから到着した方、到着していないところ、見ているうちにやはり道路が冠水して自宅に戻ることができなくなりました。しょうがなくというか、役場に避難させていただき、その後危機管理監と一緒に勉強をさせていただいた次第であります。本当に現場の職員さん、町当局の方は本当に命を犠牲にして出てきてくれて、やっつけていただいているということが身をもって勉強させていただきました。さらに……、ということです。これからの時代は、次の杉原議員さんの質問にも続きますように十把一からげではなく、多様性を認められる社会になることを願って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 11番小澤陽子議員の一般質問が終わりました。

若干早いですけれども、杉原議員、お一人が最後でございます。

ここで休憩に入りたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 再開は2時5分とします。

午後1時50分 休 憩

---

午後2時05分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。5番杉原 崇議員、登壇の上質問願います。

〔5番 杉原 崇君 登壇〕

○5番（杉原 崇君） 5番杉原でございます。今定例会の一般質問最後ということで、私初めての経験なんですけど、今日は同級生も応援に来ていただいているので、けつたたかれながら頑張りたいと思います。また、小澤議員にも応援いただいているので、しっかりと頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

今年の夏の甲子園大会で仙台育英学園が優勝いたしました。108年目にしてやっと白河の関を越え、私、大変盛り上がりました。仙台育英学園の硬式野球部には、今年3月に定年退職された松島中学校野球部の顧問の先生が4月から部長に就任し、また、現部員としても松島中野球部出身の子がいるなど、松島にとっても大変意義深い優勝になったと思います。

また、今年の中総体において松島中学校サッカー一部が県大会にて準優勝に輝き、東北大会に出場したということで、こちらは平成16年度以来の出場で大変盛り上がったと思います。頑張った子供たちに労をねぎらうとともに、指導者の皆さん、そして保護者の皆様の支えがあったと思います。本当におめでとうございました。

一方で、コロナの感染拡大で中総体に出場できなかった子もおり、頑張ってきた子供たちのケアを行っていただいたと思いますが、コロナ禍における部活動の在り方も難しいなと思っております。この部活動に関しては、平成31年第1回と令和元年第2回定例会にて私の一般質問で、そして総括でも取り上げました。そのときは外部指導員、部活動指導員の活用、町内のスポーツクラブとの連携について取り上げ、そして部活動の方針に対して子供たち、保護者、先生方と部活動に関する考えなど話を聞いて、今後の在り方について話し合っほしいとお話しさせていただきました。その後、令和元年10月に松島町立中学校に係る部活動の方針にのっとり運用規定を定め、朝練の禁止や、適切な休養日等の設定を行いながら部活動を行ってまいりました。その中で、野球部の取組が全国のスポーツ新聞に取り上げられるなど

活動が注目されました。

前回の一般質問から3年が経過したわけですが、今年に入り部活動の地域移行について報道等で取り上げられ、今後の部活動の分岐点となっております。スポーツ庁は、少子化による廃部で子供の選択肢が減ることや、教師の長時間労働などの課題に対応するため、有識者による運動部活動の地域移行に関する検討会議を開き、運動部活動の在り方を抜本的に変えようと検討を重ねてきました。様々な議論の末、公立中学校の休日の部活動を民間スポーツ団体など地域に委ねる地域移行を2023年度から25年度の改革集中期間で進める改革の提言案を示しました。

当町においては民間クラブと連携したり、部活動の指導員として外部人材を登用する地域移行は既に行われておりますが、全ての都道府県で、休日の部活動の移行をおおむね達成することを目指すこととしており、将来に向けては平日活動の移行も推奨するとしております。目指す姿として、子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保し、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上することのことだが、受皿となるスポーツ団体との連携が必要であり、指導者の確保が今後の課題になります。提案、提言案には大学生や高校生、保護者が指導者となることを想定した新たな資格の整備や、遠隔指導の可能性も盛り込まれました。スポーツクラブとの連携を含め、指導者の外部委託も考えられ、その際の生徒側の会費や遠征費等の負担が増えることが想定されており、経済的に苦しい家庭への支援が必要だが、具体策がまだ示されていないのが現状で、指導者の確保、会費等の保護者負担発生、さらに学校施設の管理や利活用など、地域活動に向けた活動はたくさんあります。

また、文化庁の有識者会議である文化部活動の地域移行に関する検討会議でも、2023年度から3年間で改革集中期間とし、休日の文化部活動の指導を民間団体などに移行するなどの提言をまとめました。その中で、活動場所を確保するため、従来どおり音楽室などの学校施設を活用する方策も示しましたが、文化部に関しましては3問目に触れますが、運動部の部活動も文化部も、まずは休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、いずれは平日以降もすることだが、当町のこれからの部活の在り方、地域移行に向けた考え方を伺います。

まずは現状について伺いますが、今回の部活動改革の背景は、指導する教員の負担軽減という働き方改革と、少子化に伴う生徒数減少により、学校単位では部員不足のためにチーム編成もままならず、活動維持が困難になりつつあるということでもあります。

そこで、まず現在の加入状況についてどう捉えるのかをお聞きすると同時に、また松島中学

校では平成30年12月に松島町立中学校に係る部活動の方針を策定し、適切な運営のための体制整備や適切な休養日等の設定、合理的かつ効果的、効率的な活動の推進のための取組、安全管理と事故防止などを設定した中で、活動状況として教師の長時間労働の観点から、活動時間、休養日等の設定はどうなっているのか。

今回、地域移行による専門家の指導を仰げるとの声がある中で、競技経験のない教師の顧問割合はどうなっているのか、また部活動中にけがしたときの保険、そして現在の部活動指導員の状況についてを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 杉山議員の教育に関する質問等につきましては、教育委員会より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 松島中学校の部活動につきましては、生徒会活動の1つとして全員加入を原則とし、活動は活発に行われている状況でございます。活動時間や休養日につきましては、松島町立中学校に係る部活動の方針に基づき、部活動指導計画により決めておりまして、活動時間については、大会前など時期により多少変動することはありますが、1日2時間以内を基本としております。また、月曜日及び土曜日、日曜日のいずれか1日を休養日とし、この方針にのっとって行われていることを確認しているところでございます。

次に、競技経験のない顧問の割合でございますが、11ある運動部のうち3部については競技経験のある教諭が担当しておりますが、残りの8部については競技経験のない教諭が担当しているのが現状でございます。

最後に、けがをした場合には日本スポーツ振興センターの災害共済により対応しております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） それと、部活動指導についてもお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 外部指導者の派遣の状況でございますが、今年なんですが、サッカー部、ソフトテニス部、柔道部、バスケ部、卓球部の5つの部活動に外部指導員を派遣している状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 計画どおりに沿ってやられているということで、外部指導員も3名がいるということで、結構いろいろな方にサポートをいただきながら活動しているなどと思いますが、現在、当町では昔からサッカー部と野球部が伝統があって活躍した中で、現在、野球部が8名しかいないと、サッカー部も11名しかいないということで、昔を考えると大変厳しい状況だなと、少子化により大変厳しい状況だなという、ありますが、実は今回小学校で競技経験のある子が選択肢として私立中学に行ったり、クラブチームに行くという選択肢も増えたことが原因ではないかなということがあります。

また、競技経験のない教員の割合が11部活中8部というのは大変やはり、ちょっと想像したより大きい数字だなというのがありますが、ただ、そういう経験がない中でも、やはり先生方もルールを勉強したり、その競技についてすごく勉強なられていた上で指導であると思うので、そこは大変、そういった先生方にはそういうふうな感謝をしなければならないなという思いがあります。

実は、その競技の負担軽減策としまして、前段話しましたが、平成31年の第1回定例会の中で取り上げてはいたんですが、部活動ボランティアバンク制度について、その際は提案させていただきました。この制度は中学校のOBである高校生や大学生または保護者、近所の方など、地域から部活動の指導ボランティアを募り、登録後に部活動の指導に当たるというもので、先生方の負担軽減にもつながり、また地域の方々も一緒に子供を育てるという意味ではいいのかなというもので、提案はさせていただきました。その際、教育長の答弁で、教員の負担軽減という観点からも、多くの地域の方々に部活動に協力していただくことは今後一層必要かと考えている。また、専門的な知識、技能を有する人材が部活動の指導に当たることは生徒の可能性を広げることにともつながるので、部活動指導員の任用や学校運営協議会を立ち上げるので、その効果を検証しながら部活動ボランティアバンクを含め、どのような仕組みがいいかを判断していきたいということでありました。この件に関しましては、以前も保護者の方から実際に指導をしたいというお話を受けて取り上げてはいたんですが、あれから3年半が経過しまして、この部活動ボランティア制度について、どういった検討がなされてきたのか、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 杉原議員さんとのやり取りの中で、そのようなお話は確かに私しました。しましたけれども、学校に支援をしてくる人の身分、立場、それから無償なのかとか、

それから謝金が必要なのかということで、なかなか全くの無償で学校のほうに支援してくれるということをお願いする方あるいはスポ少の方、そういう方はなかなかいっしょになかったと。PR不足と言われればそれまでなのですが、それがゆえに今回の土日の部活動の移行の際にしても、土日に何か子供たちの活動に携わってくれる方々がなかなかいなくて、苦慮しているところでございます。ですから、今回このように杉原議員さんもおっしゃったように、先生方の負担軽減というよりは、先生方がやったことないスポーツになってしまうので、それは学校の勉強と同時に、やっぱり苦痛以外何のものもないと。

あと、子供たちの少子化によって、うちの松島中学校だけではなくて塩竈、多賀城、みんな同じ状態になってきて、今度は合同チームつくろうとかね、そういうような形になってきていますので、やり取りした記憶はございますし、それについて逃げようともしませんけれども、考えが少し私自身甘かったなと思って反省しているところです。今になって、受皿が意外とないという話になってくるような状態になってきていますので、これを何とかして子供たちのスキルアップ、そういうのと、あと先生方の負担軽減、あともっと1つはスポーツ少年団と学校の間をもっと密にするというような課題も国のほうでは出しておりますので、そういう面で、きちんとまた早急に協議会とか立ち上げていかなければならないし、その前に土日の部活だけの話がまだ、全体的には大きくなっていませんが、提言はされていますけれども、大きくなっていませんので、情報をいろいろ収集しながら早急にしないといけないねと次長とも話していました。

あとまた、松中の校長の永沼校長先生ともそのような話を詰めておりますので、今ので、ちょっとあっちこっち行きましたけれども、回答としてお話しさせていただきました。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 協議会については最後の質問になっていますが、そちらで詳しく触れていただくのと、あとスポ少についての連携も最後触れているので、その辺ちょっと詳しくお話しいただきたいんですが、この部活動ボランティア制度を提言というのはもう3年前からこうなることは私もちょうと予想はしてはいたんですが、実際はそれもあるんですけども、保護者の方からなかなかしっかり教えてもらっていないので、私競技経験あるから教えたいという方が実際いっしょって、こういう制度があるよということでご紹介はさせていただいたんですが、ただ今回地域移行に向けてそういった話もちょうと出てきているので、そこはしっかり現状を捉えながら、よい方向に持って行っていただきたいと思います。

私は部活動はやはり教育的観点から重要だと思っていて、競技性とは別に人間的な成長を図



れる場だと思っているので、そこに向けていろいろな問題があるよねという今回、地域移行に含めたときにあるので、それを踏まえてちょっと今回、質問をさせていただきました。

部活動の方針どおり、適切な体制整備とかなさってはいるという答弁はあったんですが、一方、現状中学校では人気のある部活動は人があふれています、一方さっき話した野球とかサッカー部は人数が大変厳しくて、ほかの部活動から借りるという話も出てきております。また、ほかの中学校との合同チームというのも増えてはきたんですが、では松島からほかの中学校へ練習で移動するときに保護者の負担も増えてくるのではないかとということで、その際はその方、保護者の方とお話ししたときは、その方はソフトボールで利府に行ったんですが、うちの子供が頑張るんであれば、そこは保護者としては当たり前のことだというお話をいただいた中で、なかなか少子化の影響というのはいろいろな面で出てくるなという思いはあります。

前段にお話ししました松島町立中学校に係る部活動の方針に関しまして最後の項目、取組の検証として、学校評議員会、学校運営協議会等による定期的な評価により適宜指導是正を行う。また、松島町教育委員会による検証として取組状況を把握し検証するとともに、その結果を踏まえて必要な改善を図っていくものとあります。実は、この件に関しましても3年半前に取り上げまして、その際は検証はこれからという答弁があったわけですが、それから3年半がたちまして、どのような検証が行われ、具体的に改善が図られてきたのかを次にお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁をお願いします。内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 部活動の指針については、出たときには大変物議を醸し出して、うちの町だけ特別な部活方針を出したわけではないんですけども、何かやっぱり皆さん方の強い思いが、朝練がなくなると弱くなるのではないかとかという話でいろいろあったんですけども、今のところ学校運営協議会、正式に立ち上げたのは今年なんですけど、それ以前については学校長とこの件についてはいろいろ話合いはしておりますけれども、特に問題あるところはないです。

ただ、ハイシーズンの捉え方、つまり大会の前のときの捉え方については、少しやり過ぎなところは気をつけてくださいねと、あと1年間のスケジュールを出してくださいねと、超過勤務にならないようにと。どこでどんな試合をやるか出してくださいねというようなシステムがちゃんと機能しておりますので、そういうことでは、たくさん人が集まって評価するというのではないんですけども、そういう細かいところではチェックは入っておりますので、

ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 改善なくとも、校長先生とのしっかりとした連携を図りながら、改善をしなくてもいい方向に向かっているというのは、今お話はお聞きはいたしました。実は先ほど、コロナにより中総体参加辞退という話に触れさせていただきましたが、3年間一生懸命頑張ってきた子供たちが、その集大成の場に出られなかったというのが、大変心が痛むことではありました。

先月行われました夏の高校野球では宮城県の予選で陽性者が出てしまい、出場辞退する学校があったわけですが、甲子園大会では出場校で集団感染が発生しても、試合前72時間以内に陰性の確認が取れていれば登録メンバーの変更を認めることとして、出場辞退を避ける救済措置を取りました。頑張ってきた子供たちがやり切ることができて大変よかったなという思いがある一方、感染した子供たちの心のケアをいかにしていくかというのが大事であるということに改めて考えさせられました。

当町においては、新型コロナウイルス感染症対策に対する部活動ガイドラインを策定し、コロナ禍における部活動指針を基に活動していますが、陽性者が発生した場合の対応を含めて、地域移行ではなくて、コロナ禍における部活動も今後様々な変化があると思いますが、ぜひ頑張る子供たちのために、しっかりとした環境づくりを今後もお願いしたいと思います。

ここからが本題になります。少子化の影響とともに教師の長時間労働という観点からも、部活動の地域移行が協議されてきた要因という話はさせていただきました。中学校では、教員の専門教科で配属先の学校が決まるため、未経験の部活の顧問を任せる場合もあり、長時間労働とともに、学校現場が抱える長年の課題と言われてきました。部活動の地域移行は、確実に教員の負担軽減につながる一方、指導を希望する先生がいるのも実情であり、そういった方々への対応をどうするかというのも課題であります。地域移行により、よりよい専門的な指導を受けられるとの話もありますが、費用負担や運用方法について不透明な部分も多く、具体的な方向性を早くしろという声が多いのが現状であります。

特に、来年入学する子供のいる保護者の方から、実は意中の種目はあるのだが、具体的な方向が決まって示されていないので、町外のクラブチームとか私立中学校、またほかの種目の選択肢も実はあるんですというお話を伺いました。やはり現在の指導體制というものも不安だという話もある中で、来年度からの松島中学校の部活動がどうなっていくのか分からない状

況で、せめてその方向性だけでも示していただけないかという思いで今回の質問になったわけです。

前段、地域移行の際、生徒側の会費や遠征費等の負担が増えることが想定されていると話しましたが、そもそも部活動の活動費に関しては、文部科学省が平成30年に行った学習費の調査によると、公立中学校の学校教育費は約13万9,000円となっていますが、そのうち公立中学校における部活動の教科外活動費で、家庭が直接支出した経費の年間平均額は2万9,308円とあります。運動部系の部活の場合、まず必要となるのが練習着やユニフォーム代です。また、競技によってはプレーするための道具が必要となります。例えば野球部の場合、練習着、ユニフォーム代、グローブ、スパイク、トレーニングシューズ、バット代等々で合計10万円はかかります。そのほか試合などの遠征費もかかるわけですが、サッカーやバスケットボールのように、競技によりその費用が少ないこともあります。そこにスポーツクラブへの会費ということになりますが、種目の違いはあれど、家庭の負担が増えることが予想されます。移行した場合、生徒1人当たり1万7,581円の追加負担の試算もあり、部活動への入部をちゅうちょしてしまう可能性もあり、これも地域移行の階段の1つだと考えております。

ただ、移行によって新たな出費が予想されるため、負担軽減策として困窮家庭の中学生に部活参加のための支援金として、年間2万2,000円を定額支給する方針を決めたという報道もありますが、種目によっては部活に対する経費が違っている状況の中で、この金額では厳しい種目もあります。この経済的に困窮する家庭への支援について、改めて考えを伺いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） まず論点を、大きくならないようにお話しさせていただきますけれども、取りあえず土日の部活についての意向なんですけれども、受皿として総合型クラブ、まず1つ。それから少年団、それから保護者、それから学校の先生のバイト、つまり学校の先生は、お金もらっていますよね。それを土日はバイトみたいな形で、どこからかお金をもらいながらやるということで、そういう形でやっていくというのもありということです。あと、民間企業が参入してくるということもあり得ると思います。

ただ、そのときの補助とかはまだ一切話がないので、何とも言えないんです。それで、保護者の負担は、もしそういう団体に行くとするならば、月謝という形で増えていくんではないかと予測されます。できるだけ早く私たちもその情報を知りたいんですけれども、今のところは、それについて言及したことはない。たしか3分の1がどうのこうのという話は聞いて

ていますけれども、町が負担するとか、これも定かではないので、今のが一人歩きすると困るんですけれども、そういう話になっております。

その中で、来年の部活動の在り方について言及するのは厳しいんですけれども、今のところは部活動が、杉原議員さんが危惧するように、少ない部活は存続できるのかとかという話になります。私も校長と何度かその話をしました。松島町の中学校の名前で出たいという子もいらっしゃいますので、何とか子供たちをうまくほかの他の部からかき集めて、来年度はそれでやっていこうではないかというような話のところまでしております。

では、保護者についてはどういうふうに周知徹底していくかということなんですけれども、今みたいな決まらない話を私から話してしまうと、それが一人歩きして、また分からない状況になるので、9月、10月、はっきりした段階で、あるいはどうしようもない段階で、どうしようもないというのは、予算的な裏づけもない段階だとか、システムがしっかり確立されていない、県からもまだ、こういうのがありますよというお話はあるんですけれども、そういうのだけで、今の状況では何とも言えない。

ただ、杉原議員が前にも言ったように、予測されたことでしょうかという話なので、早急に協議会みたいなのは立ち上げて、ではどうするんだと。協議会立ち上げたほうがいいのか、逆にコミュニティースクールの委員さんと協議をしていったほうがいいのか、PTAの役員さんと協議をしていったほうがいいのか、それは校長先生と。部活動の在り方についての権限は校長にありますので、私からアドバイスというか、サジェスチョンするのはやぶさかではないんですけれども、最終的には松島中学校の校長先生のお考えで、どのような部になるかということで、名門のサッカーとか野球とかがなくなる可能性だって十分あると思います。これはうちの、何度も言うようなんですけれども、うちの町だけの話ではなくて、塩竈も随分なくなっただももありますので、今もうかなりの急速な少子化現象なので、どこの町にもあり得ることだと。ですから、みんな集めて1チームでやるというような、大阪市なんかは4校で1チームつくったらいいのではないですかというような、吉村知事が言っていましたけれども、そういうような案もだんだん出てきます。情報をとにかく早めに収集して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） なかなか具体的な数字が決まっていない中で今、私、困窮家庭の支援策という話をさせていただいたんですけども、予算的に何も決まっていない中でお答えいただ

くのは難しいとは思いますが、ただやはりほかの地方の話もなかったんですが、塩竈だと同じ塩竈市の中で区分であればあれなんですけれども、松島だけでできれば組んでいきたいというのがやっぱり一番の望みなので、ただそれは少子化でいろいろな面が難しくはなっていくのはもうそれは目に見えていることで、だからこそしっかりと保護者に向けて具体的な方向性を早急に示すべきだという考えは、今回お話をさせていただきたいと思っております。

次に、文化部の活動についてお聞きしたいと思います。文化部に関しましては吹奏楽部だったり美術部だったり、あるんではあるんですが、部活の地域移行に関しては、文化部活動の指導を移行する民間団体を探すというのは、これはすごく困難なことではないのかなと思います。文化庁の有識者会議である文化部活動の地域移行に関する検討会議では、生徒の受入先や指導担い手は地域の文化芸術団体や民間の教室、芸術系の大学などを想定、また人材バンクを活用した指導者派遣のほか、中山間地など人材不足が予想される地域でも活動できるようにICTを使った遠隔指導の方法も示されてはいるわけですが、大変こちらはハードルが高いなというものがあります。活動場所に関しても、全国に約1万4,000か所ある公民館や地域の文化施設の利用も想定されるとした一方、部活によっては楽器などの運搬が難しい実情も踏まえて、教室や音楽室をはじめとする学校の施設を活用するという方法も示されています。もし自治体が営利団体の学校施設利用を認めていない場合、規則を見直し、開放することを求めています。そして、休日移行に向けた体制整備を自治体に求める改革集中期間について、運動部と同様に23年度から25年度、3年間に設定をしているわけですが、具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画の策定を求めています。

ただ、文化庁においてこの文化部の地域移行に関しては、休日練習が多い吹奏楽部だったり、指導者やその確保というのが大変難しいと思っている中で、この文化部における地域や民間団体からの指導、今後の活動場所や設備等の考えはどのようにお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 杉原議員おっしゃるように、これはウルトラE難度です。はっきり言って本当に、これはどうしたらいいか困っているところです。土日の部活に仮に吹奏楽、うちの吹奏楽、小規模なんですけれども、金賞を取ったりするすばらしい吹奏楽部なので、誰かが、本当に技術の高い人が教えていただくというような人がいれば、いるというのはつまりラッキーの部分に入るのではないかなと思っております。そういう人がいれば、こっちも文化部の、特に吹奏楽部あるいは美術部、郷土部、そういうのも減んではいけない部だと思

いますので、そういう人たちの部についても考えてはいかなければならないんですけども、運動部よりはこちらはさらに難しいなと思います。

学校数というのは、これは子供たちのためなので、いとわないんですけども、外部の人が入ることによって先生がつかなければならないとなれば、働き方改革ではなくなるような気もするんですけども、それくらい輪番であれば、そこもクリアできるかなという気はするんですけども、そもそも指導者がいるかというようなことです。その指導者に、どのような謝金を払うのか、どれくらいの謝金なら満足していただけるのか、それからオンラインでやるといった場合、オンラインだって無料なのか有料なのかによって大分違ってくるとは思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 今、吹奏楽の話が出て、この前も金賞を取ったということで大変喜ばしい話でありましたが、コロナの関係でなかなか練習できる機会もなかった、なかなか難しい状況の中で、そういった賞を取れたのが大変喜ばしいことだと思っております。それだけ、子供たちが身近な地域の学校の部活動に代わり得る持続的な質の高い活動の機会を確保できるよう、新たな受皿となる地域文化クラブの創設や、持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業、地域文化クラブ創設支援事業を実施するということが文化庁に示されております。これも聞こうと思ったんですが、ちょっと時間ないので、これも今後の検討課題ということで、お願いいたしたいと思います。

それで、3問目に移るわけですが、eスポーツ部の設置については昨日、もうゼロ回答いただいているので、一応触れたいと思います。eスポーツに関しましては、前回の一般質問でも私、ちょっとだけ触れさせていただいたんですが、結構世界の大会で数億円のお金が動いたり、今度中国で開催されるアジア競技大会でもeスポーツが初めて正式種目とされるなど、世界的に人気広がっております。

経済産業省のeスポーツを活性化させるための方策に関する検討会の報告書によると、国内eスポーツ市場は18年の44億円から25年には600から700億円に成長すると試算されており、群馬県では県庁にeスポーツの専門部署をつくり、県内企業対抗の社会人ゲームなどを開催しているそうであります。

このeスポーツは、論理的思考力や問題解決能力、コミュニケーション能力の向上などの効果があると、昨今の教育現場に導入する動きが活発化しております。北米教育eスポーツ連

盟がeスポーツを学習や部活動で採用した学校数について調査したところ、2018年、71校だったところが、2021年は285校と増加傾向にあります。

ただ、eスポーツとしては、部としては県内では仙台育英など私立高校であったり、eスポーツ部ではなくて、コンピューター部や物理部などで行っているということでもあります。県立高校では栗原市の一迫商業が今年度設置し、1、2年生13人が所属して、週3日活動していると新聞に掲載されておりました。中学校においては、主に関東の私立中学で設置されてはおりますが、公立中学校では板橋区にある中学校でパソコン部でeスポーツを行っているということで、本格的にeスポーツを行っている公立中学校は全国的にはないのが現状ではありますが、当町で設置すれば、町外の子育て世代にアピールできるのではないかという思いで今回提案はしました。

このeスポーツなんですが、私、STEAM教育との関連で今回取り上げさせていただきました。STEAM教育とは、科学、技術、工学、芸術、数学の5つの英単語の頭文字を組み合わせた造語で、理数教育に創造性教育を加えた教育理念として、子供を今後のIT社会に順応した競争力のある人材に育てていくための教育方針であります。

文科省では、STEAM教育等の教科等横断的な学習を推進しており、科学技術分野の経済的成長は、革新・創造に特化した人材育成を目的として、高等学校における教科等横断的な学習の中で重点的に取り組むべきものであるが、その土台として幼児期からの物作り体験や科学的な体験の充実、小学校、中学校での各教科等や総合学習の時間における教科等横断的な学習や探求的学習、プログラミング教育などの充実にも努めることも重要である。さらに、小学校、中学校においても、児童生徒の学習状況によって、教科等横断的な学習の中でSTEAM教育に取り組むことも考えられる。その際、発達の段階に応じて児童生徒の興味を生かし、教師が一人一人に応じた学習活動を課すことで、児童生徒自身が主体的に学習テーマや探究方法等を設定することが重要なことでもあります。このSTEAM教育の導入に向けた1つとして、eスポーツがあると思っております。児童生徒の興味を生かすために、eスポーツの設置、一応聞きます。いかがでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 杉原議員さんおっしゃるデジタル人材の育成、STEAM教育の必要性というのは、認識しないわけではございません。ただ、私もちょっと今回、公立中学校の設置状況を調べてみたら、県内ではないということでした。中学校におけるeスポーツ部としての活動については活動内容の整理、それから視力、その他の健康面へ

の配慮など課題もありますから、現時点ではeスポーツ部の設置については難しいという考えでおります。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 昨日もそういった答弁はあったので、理解はしております。ただ、人に優しいデジタル化というのをうたっていますので、昨日の菅野議員の質問でありますeスポーツをぜひ、実は7月に議員講座があった中で、高齢者のデジタル普及の話になったときに講師の先生から、eスポーツを始めるとどんどん高齢者が進んでいくと、すぐ覚えやすくなっていくというお話がありました。そういった意味ではイベントをやったり、子供たちと一緒にeスポーツをやるという環境もつくっていったほうもいいのかないかなという思いがあります。それが地域活性化にもつながっていくのかなという思いもありますので、そちらは検討していただきたいと思っております。

最後の質問に移ります。運動部の地域移行の方向性についてであります。運動部活動の地域移行については、スポーツクラブとの連携がうたわれております。まずは、平日は顧問の先生、休日にスポーツクラブの外部指導者が部活動に携わり、行く行くは全てをスポーツクラブなど地域移行を図っていくということであります。

以前、私の一般質問の中で、当町にあるスポーツクラブと連携を図るべきではないかと質問させていただきましたが、今後検討していくとの答弁がありました。そういった中で、さらには現在、スポ少との連携という話も先ほどありました。まず、運動部の地域移行の方向性について、そこを最初に伺いたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言におきまして、令和5年度から3年をかけ、部活動の地域移行を進められるよう提言しているところであり、先月、県の概要説明会ありまして私も出席してきたところですが、まだ具体策というか、そういうのはまだ示されていない状況です。スポーツ省のほうから各都道府県に、まず具体策を示し、その後、都道府県で推進計画というのをつくると。町、各市町村においてはその周知を受けまして、協議会の設置なり、町の計画を策定していくという段階に入っていくのかなというふうに認識しております。指導者、活動場所の確保、財源の確保、部活動種目の選定など、課題もたくさんあるというふうに認識しているところであります。

以上です。



○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 前段で話しました来年度、入学を考えている保護者の皆様が、どういったスケジュールで動くのか、来年度、町の部活動がどうなっていくのかという話をされていた中で、多分今の答弁、もちろん何も決まっていな中で具体的にこうだとは言えないとは思いますが、でも実際そういった声がある中で、そういった保護者の皆様にどういった説明をしていくのかという考えは今のところあるのか、そこを最後にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） ご心配は分かります。それで、情報は少しずつ、少しずつというか、分かり次第、一番最新の情報を出していきたいと思いますが、先ほど私答弁したように、ああいうふうな状況で出すわけにはいきませんので、まずもって来年は今の状態と同じというあたりからお話しさせていただいて、県のほうで動きがありましたよと、町も動き始めますと、町というか、教育委員会も動き始めますということで、ホームページや、それからチラシとかでお話しさせていただきます。その中で、いろいろな保護者の考え方があると思うんです。それはそれで、何とも致し方ないけれども、そのような形で私のほうからきちんと出していききたいと、私のほうというか、校長と相談しながら出していききたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 具体的に話が来ているわけではないので、町としてもなかなかそういったお答えはできないとは思いますが、ただ、何度も言いますけれども、やはり来年と同じような、来年と同じですと言われても、現状、不安になっている保護者の方、現状の活動が不安になっている方も実際にいるのはいるので、それも踏まえて来年と同じですよと言ったらまた同じかということで、では入部しないかなみたいな話にもつながるかは分かりませんが、ただ決まったら、すぐにそういった話はぜひ伝えていただきたいと思います。

今回の部活動地域移行に関しまして、目指す姿として、少子化の中でも将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することで、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上、スポーツは自発的な参画を通して、楽しさ、喜びを感じることが本質であり、部活動の意義を継承発展、新しい価値を創造する地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会の確保という3つの目指す姿を提示しておりますが、部活の地域移行については学校や自治体、地域のスポーツ関係

者との連携が不可欠であり、地域で支える体制をつくっていくことが求められます。

ただ、保護者負担が増えることが予想され、所得格差などが原因で子供たちがスポーツをする機会が失われる可能性が指摘されており、国に対してもしっかりと支える仕組み、財源を求めていってほしいと思います。

部活動は、礼儀やマナー、そしてコミュニケーション力の向上など、たくさんの学びが得られるのはもちろん、同じ目標に向けて一緒に頑張ってきた仲間は卒業後も付き合いが続き、時には一緒に喜んでくれたり、励ましてくれたり、特別な関係を築くこともあります。そういったいい部分を残しつつ、将来的にもスポーツ、文化芸術に親しめる環境づくりをお願いしまして、1問目の質問を終わりたいと思います。続けて……。

○議長（色川晴夫君）　そうですね。では、質問要旨だけ、1問の。

○5番（杉原 崇君）　では、2問目に移ります。（「もう次の」の声あり）ちょっと長いんですよ。（「ああ、長いんですか」の声あり）いいですか。

○議長（色川晴夫君）　では、50分なんですけれども、今度、もう1問残っておりますので、ここで休憩に入りたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　異議なしと認めます。

それでは、10分休憩しまして15時、再開いたします。

午後 2時50分　休　憩

---

午後 3時00分　再　開

○議長（色川晴夫君）　再開いたします。

杉原議員、どうぞ。

○5番（杉原 崇君）　では、2問目に移ります。LGBTQ/SOGIへの理解を深め、みんなで支え合い、誰もが住みよいまちをであります。

持続可能な開発目標SDGsは、ミレニアム開発目標が2001年に策定され、その際、2015年までに達成すべき8つの目標を掲げ、一定の成果が上がりました。その後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された2030年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標です。

持続可能な開発目標では、17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓い、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなもの

であり、日本としても積極的に取り組んでいると外務省のホームページには記載されております。

当町では、この世界共通の目標であるSDGsの理念を踏まえた松島町長期総合計画後期基本計画を策定し各施策を展開しているが、SDGsにあるジェンダー平等の実現では、女性や女子に対するあらゆる形態の差別、暴力を撤廃し、男性と女性が平等に生活を送ることのできる社会を目指しているのですが、男女間の差別はあくまで一例であり、ほかにも様々なジェンダー問題に対して多様性の確保も求められております。少子高齢化が進んでいる当町において、町民がお互いの個性や多様性を尊重しながら助け合い、支え合って暮らしていくことが何より大切であると考えます。

当町ではシトラスリボン運動を展開しており、このシトラスリボンを身につけるだけでなく、町民バスなどにもロゴマークを掲示しながら、コロナ感染による差別や偏見をせず、誰もが支え合えるまち、笑顔で住み続けることができるまちを目指しております。小学校や中学校ではこの運動が引き継がれ、松島の子供たちが進んで取り組んでおります。

また、先月、うちの店で松島高校の観光科の生徒を販売実習で受け入れた際、近隣自治体に住む高校生が名札にシトラスリボンをつけており、松島で学んでいる子たちにも大変広がっている運動だと思います。差別や偏見のないまちは、住民が心豊かに過ごせることができ、町外へもすてきなまちであることを示すことができます。

今回取り上げるLGBTQ/SOGIへの理解を深めることで、生まれや性別にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちに、もっともつつながると考えます。LGBTQとは、レズビアン、女性同性愛者、ゲイ、男性同性愛者、バイセクシャル、両性愛者、トランスジェンダー、心の性別と体の性別が一致しない方、クエスチョニング、自分の性別が分からない人、クィア、同性愛者か異性愛者かといった枠組み自体とらわれない在り方をする人々の頭文字を並べた言葉で、性的マイノリティーの総称の1つであります。2017年11月、参議院常任委員会調査室が発表したLGBTQの現状と課題によると、約8%の人々がLGBTQに該当することであり、この数字は左利きやAB型の人よりも多い割合で、さらには日本の4大メジャー名字である佐藤さん、鈴木さん、田中さん、高橋さんを足した人数よりも多い数字であります。松島町で単純換算すると、8月1日現在の町民1万3,398人中1,072人という数字に驚かれる方も多いと思います。

また、SOGIとは性的指向、好きになる性、性自認、心の性を指す言葉で、昨今はSOGIハラスメント、性的指向や性自認を理由としたからかい、いじめ、暴力として使われるこ

とが増えてきました。このSOGIハラにおける相談体制には後ほどお聞きするとして、LGBTQ/SOGIについて少しずつ社会的に認知、理解され始めてはいますが、まだまだ理解不足や環境が整っていないため、カミングアウトできず、生きづらさを感じていると町内に住む同性カップルの方にお話をお聞きし、今回質問するに至りました。

性的指向や性自認の在り方の違いによって差別をすることは、憲法第14条にある全ての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されないとあり、性的指向や性自認の在り方の違いによって差別をすることは、あってはならないことだと思います。そのためにも、性の多様性について理解していく必要がありますし、人口減少社会の中、生まれや性別にかかわらず、お互いの個性や多様性を尊重しながら、助け合い支え合って暮らしていくことが大切であると考えます。

最後の質問にあるパートナーシップ・ファミリーシップ制度など、他自治体では性の多様性に関する施策を展開するなど、LGBTQ/SOGIについての理解を深め、様々な配慮や権利を積極的に認める動きが広がりつつあります。町民が豊かで幸せに暮らすことができるまちの実現と考え、性の多様性に関する理解につながる施策などをお聞きしていきたいと思っています。

令和3年度の成果説明書には、職員のハラスメントに対する意識啓発と正しい知識の習得を目的にするハラスメント防止対策セミナーに47名参加したとあります。この中でSOGIハラについて触れられているか分かりませんが、職場内におけるSOGIハラは次にお聞きしますので、まずは性の多様性について、職員や教員が理解を深める研修状況を行っているかどうかをまずはお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 杉原議員の2問目の質問に答えます前に、1問目の部活動の件につきまして最後に振ってくるのかなと思ったら振ってこなかったので、一応県の町村会として、正式にこの部活動の指導者等に関することに対して予算も含めて、しっかりと対応するようにということで政府要望として文科省のほうに提出しておりますし、またこの要望活動、これからも、10月かな、やるようになっております。ですから、その中でこういったテーマは松島だけではなくて多分全国的に、また全県的に広がってくると思いますので、町としても、また町村会としても声を上げて教育委員会と一緒にやって取り組んでまいりたい、このように思いますので、注視していただければというふうに思います。

それでは、2問目に答弁に入ります。杉原議員からの質問にありますLGBTQやSOGIといった言葉につきましては社会的認知が広まり、現代社会ではあらゆる場面で対応が求められていることの1つであると認識しております。職場等での対応につきましては、担当より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、町職員、職場内での対応についてお答えしたいと思います。

まず、研修関係につきましては、今年7月29日に職員を対象としたダイバーシティの研修を実施しているところです。この研修は、議員からご質問のありましたLGBTQ/SOGIについては特化した内容ではありませんが、多様性への理解を深めながら、認め合い助け合える職場環境づくりを目指すという視点での研修で、LGBTQやSOGIを含め広い意味での多様性への対応の入り口として実施したものでございます。

また、ハラスメント等に関する相談体制につきましては、職員の基本的な相談については職場環境全般の相談窓口として、総務課総務管理班でまずは一元的に受けるという体制にしております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） LGBTQについての教職員の研修について述べさせていただきます。

宮城県教育委員会が実施しました研修会に各学校の教職員が参加し、LGBTQの基礎知識、多様な性の存在、当事者の悩み、またその対応などの知識を深めているところであります。また、参加した教職員にとどめず、職員会議等で教職員会の情報共有を図っているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 相談体制までお話しいただきましてありがとうございます。次に聞こうと思ったんですが、伺いました。なぜ研修状況をお聞きしたかという、まず当事者の方がカミングアウトできず生きづらいと感じているとお話しをさせていただきましたが、働く上で一人一人が生き生きと働ける環境づくりのためにも、まずは周りの理解が必要だと考えております。

しかしながら、女らしくない、男らしくないだったり、オカマっぽいとかホモかとか、性的

指向や性自認に関するハラスメント、SOGIハラがあるのが現状であります。このSOGIハラに関しましては、東北大学の学生サークルがアンケートを行い、性的指向や性自認に関して、周囲の人の言動で不快な思いをしたことがあると151人中35人の回答があったそうです。SNSだけではなくサークル内や授業中でもあり、学生だけではなく教職員もあったそうで、このサークルの方、学生の方とお話しする機会があり、その方にもお話を伺った際、こういった差別をなくすためには、やはり教育の重要性が改めて分かったというお話も受けました。やはり教育の上では大事なことでありますが、まずは職員の皆様、教職員含めて、まずは理解を深めていただくということが大事だと思います。

北海道の岩見沢市では、第6期岩見沢市総合計画において、性別に関わりなく互いに人権を尊重する理念と、人々の多様性への理解を広めるための意識づくりを進めることとし、第6期岩見沢市総合計画において、性別に関わりなく互いに人権を尊重する理念と、人々の多様性への理解を広めるための意識づくりを進めることとし、市の職員や関係者、教職員向けに性の多様性について正しい知識を持ち、住民への対応や職場での対応を示した性の多様性に関する職員ガイドラインを令和3年8月に策定しました。この動きは、大分県や帯広市など多くの自治体に広まっており、ガイドラインやハンドブックとして策定をしております。

当町においても性の多様性を尊重するため、職員向けガイドラインの策定を検討いただければと思いますが、こういった取組についてどうお考えがありますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回一般質問ありまして、私自体、なかなかこういった内容を承知していなかったもので、たまたま7月の下旬にやった研修では私も参加して聞いたんですけども、そこの研修を受けて、やっぱり受けた職員の中には研修を受けて少し理解が深まったとか、逆にもう少し詳しく知りたいとかという職員のご意見もいただいていた。やっぱり多分統計的には、先ほどの8%を単純に引用するとすれば、職場内にもいる可能性は十分あるというふうなことです。そのガイドラインにつきましては、本当に研修もまず1回目やったばかりですし、たまたまちょっと雨災害の後の研修だったもんですから、参加もなかなか当初想定したよりも、ちょっと人数が少なかったということもありますので、そこについてはもう少し勉強させていただきながら、ほかの自治体の事例もちょっと研究させていただいて、そこについてはちょっと今後の検討課題とさせていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） なかなか雨の対応があって、参加が少なかったというのはもう大変理解

もできます。その中で、やはり職員の中にもいるかもしれないということで、そういった方々がやはり職場としてそういった、自分をちゃんとこういう人間だという、知ってもらって初めて仕事が十分に果たせるのかなという思いもあった中で、そういったカミングアウトできる環境づくりというのが一番なんです。そこまで向けて、まずは職員の皆様にしっかりと、こういったものだということを知ってもらって研修を今後も続けていただいて、ぜひガイドラインの策定はほかの自治体でも行っているの、そこまでぜひ検討を今後いただければと思います。

次は、教育の現場の対応についてお聞きしたいと思います。先ほど教職員についての研修等々お聞きしましたが、性的指向や性自認に悩む子供がいることを想定し、全ての職員が性の多様性に関する正しい理解を深めることが重要であります。

以前の教育長の答弁で、年齢、国籍、ハンディキャップも含め全ての人を区別なく、一人一人の個性を尊重しながら暮らしていく大切さについては、子供たちは道徳の授業や公民の授業の中で学んでいるということでありました。学校の教育の中でも人権の大切さとともに、差別やいじめをなくすことが教えられています。様々な場面において、一定程度の性的指向や性自認が非典型である子供がいることを想定し、全ての職員が性的指向や性自認に関する正しい理解を深めることが重要であります。2016年には、文科省が教職員向け手引を作成し公表するなど学校でのLGBTQの子供たちの支援を行っており、3年前の答弁では、教職員向けのパンフレットを全職員に配り、理解を深めているというものがありましたが、ただ配付するだけでなく、あくまでLGBTQへの理解を深める授業だったり、例えば理解促進の担い手である多様な性の在り方について、他者へ伝えるLGBTQスピーカーという方もいらっしゃるようで、そういった方を招いての講演会などを行っていくのも今後いいのかなと思っております。もちろん先生方だけでなく、子供たちも一緒に学べる環境づくりが大切だと考えがあります。

性的マイノリティーは多くの場合、学生時代に気づくものだと思います。特に性自認は、体と心の性の不一致から悩むことが多く、学校生活にも支障を来すことが多いということでもあります。周りにいる子供も、気持ち悪いとか女のくせにとか、差別的な言葉が発せられていたということもあるそうです。さらにLGBTQの子供に対してケアをしていかなければいけない教員でさえも偏見を持たれ、ほかの生徒とは違う態度が取られたという事例もあるようで、性の悩みを持つ生徒に対するきめ細やかな対応、また互いに理解し合うことが求められていると思います。

そこで、LGBTQへの理解を深める授業や児童生徒における相談体制、きめ細やかな対応について、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） LGBTQに特化した授業は行っていないんですが、道徳や人権教育の中で、性の多様性についての学習を行っているところでございます。相談体制につきましては、養護教諭、スクールカウンセラー、心の相談支援員を配置し、児童生徒が気兼ねなく相談できるよう体制整備を行っているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） まず、学校生活する上での支援として最初に相談、入学等に当たって児童生徒、保護者を含めて、そういったことを受けた者だけで抱えることがなく、組織的に取り組むことというのが重要であります。学校内外にサポートチームをつくり、支援委員会やケース会議等を適時開催しながら対応を進めることということもあるわけですが、教職員の間における情報共有に至っては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があることに留意しつつ、一方で学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有し、チームで対応することが欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対して情報共有する意図を十分に説明、理解し、相談し、理解を得つつ対応を進めることがあります。そのほかにも、医療機関との連携や学校生活の各場面での支援などもあります。

また、性同一性障害に係る児童生徒へ、性的マイノリティーとされる児童生徒に対する相談体制の充実として、当該児童からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であるということでもあります。その中で、学校における支援の事例として、自認する性別の制服や衣服、体操服の着用を認める、戸籍上男性の場合は標準より長い髪型を一定の範囲で認める、着替えにおいて保健室や多目的トイレなどの利用を認めるといった様々な例も挙げられています。

令和元年第4回定例会の一般質問において、中学校の制服について取り上げた際、ジェンダレスの時代において、女子の制服にスラックスを取り入れる自治体が増えており、当町においても検討すべきということを質問させていただきました。その際、教育長の答弁では、校長と意見交換を行いながら検討していきたいということがありました。その後、新型コロナが発生してしまい、その対応が大変だったと思いますが、あれから3年が経過しました。



やはり私は、ジェンダーレス制服は必要であると考えてはおりますが、性別に関係なく使える多目的トイレの整備なども併せて、対策についてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 中学校における制服につきましては、ジェンダーレスの観点、それから校則の見直しの観点から、見直しは急務というふうに教育委員会でも考えておりました。学校運営協議会などの協議も行った上なんです、来年度から制服を選択できるように今準備を進めている段階でございます。

多目的トイレについてなんですが、中学校においては校舎及び体育館にそれぞれ1か所設置しておりますが、小学校では体育館のみの設置、または多目的トイレがない学校もあることから、今後の大規模改修時などに合わせて、多目的トイレの設置も検討していかなければならないというふうな認識でおります。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） ありがとうございます。来年度から選択できるようにするという大変うれしいお話がありました。前回話し合ったときに、昭和41年にデザインされた伝統あるものだというお話はありましたが、やはり多様性への配慮というのが求められている昨今、そういうわけにもいかないだろうと。他の自治体、ほとんどがもう制服が選択できる時代になってきつつある中で、やはりそういった配慮も必要ではないかというお話があった中で、今回選択できるということで、まずは第一歩につながったのではないかと思います。そういった環境をつくっていけば、自分から打ち明けられることにもつながるのではないかと考えております。

ただ、打ち明けるかは本人の意思ではありますので、相談に乗ってくれる人、それを理解してくれる人がいれば安心して打ち明けられると思いますので、まずは子供たちが安心して相談できる環境づくりを今後お願いしたいと思います。

また、多目的トイレも今後いろいろと検討を図っていくとは思いますが、今現在困っている方がもし出てくるようであれば、やはりそういった面も考えながら、ぜひまずはお声を出していただけるような、そういった相談できる環境づくりがまず一番大事だと思うので、そこはお願いしたいと思います。

7月に河北新報に掲載されていたんですが、築館中学校では、全校集会や朝会などで性の在

り方について積極的に取り上げたり、性の多様性に関する資料が置かれたコーナーを設置したり、性的少数者への配慮や性の多様性について学ぶ教育に力を入れているということでもあります。そういったおかげで、休み時間や放課後には校長室に性の悩みを打ち明けたり、疑問を話してきてくれる子供たちがいるということで、やっぱり安心して話せる環境づくりが必要だと思いますので、ぜひ今後もお願いしたいと思います。

当町では、コロナによる差別や偏見がなく、支えるまち、笑顔で住み続けられるまちを目指しシトラスリボン運動を展開し、多くの子供たちがシトラスリボンを身につけ、町民バスなどにロゴマークを貼ったりして、思いやりの輪を広げています。この動きは県内でも広がりを見せ、村井宮城県知事も昨年行った定例記者会見で身につけながら、シトラスリボンについても触れられておりました。

先ほどもお話ししましたが、町内の学校では次の代に引き継がれ、松島高校の生徒も身につけたりしており、ぜひこういった機会を考える機会をそれを続けて、その流れを性的少数者、性の多様性について理解できる動きにつながっていければなという思いがあります。もちろん子供たちだけではなく、様々な町民の方にも理解を得られるような取組も必要と考えます。

先ほど、性の多様性の在り方について、他者へ伝えるLGBTQスピーカーを招いた講演会だったり、性の多様性に関する職員ガイドラインを策定している自治体が増えたということもありますが、職員だけではなく町内の企業なども参考にしてもらうことで、さらなる理解に広がることと思います。

そこで、町として、町民に対して性的マイノリティーについての正しい理解を促進する啓発の考えはあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 啓発活動についてですけれども、まずは宮城県で実施している啓発パネルの貸出事業ですとか、あとはポスターの掲示などできることから取り組み、啓発活動に、まずは努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） なかなか、それだけでは難しいのかなという思いはあるんですが、それも1つの手ではある、もちろんあるんですが、きっかけとしては。ただ、いろいろな面がやっぱり必要ではないのかなという思いがあります。

実は、今回の質問に当たって、先ほどお話ししました町内在住の同性カップルの方々にお話を聞いたというお話をさせていただきましたが、やはり町民の皆様に理解がないとカミング

アウトも難しいし、安心して暮らしていけないのではないかというふうに感じており、まずは町民の皆様には性の多様性について理解してもらうことが大切ですので、ぜひ正しい理解をしていただけるような取組を検討していただきたいというお話も受けておりました。そこはぜひ、今後いろいろな面で、そこは取り組んでいただきたいという思いがあります。

また、今回の質問に当たり、町内の当事者の皆様から出ている意見をちょっとお伝えさせていただきます。地震や水害など、ここ数年でも何度も避難指示が出る中、万が一被災した際に、制度がなく家族として認められない場合、困難が生じるため不安が大きい。コロナ禍で命の危険を感じる事が多くなった昨今、制度があれば病院などで面会許可などがあれば、不安の解消の1つになると考える。町民への理解促進が深まることにより、家族や友人たちの理解があれば、今は町から離れて暮らしていても、戻ってくる事ができると考えている。同性カップルが協力して子供を育てる形も増えており、実際に町でカナダと日本のカップルが子供連れで一時移住をした際、町内の児童館や保育園を利用しており、制度や家族としての理解の促進があれば、さらにスムーズだったという例がある。聞いたことがない、だからいない、必要がないということではなく、町内で言えない状況であるということを知ってほしい。海外から同性パートナーを迎えたいが、制度がないため、共に安心して町で暮らすという選択肢が欲しい。こういった声をお聞きし、誰もが安心して暮らせるまちとなるための施策として、今回最後の質問である宮城県内初の松島町パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を提案することにしました。

パートナーシップ制度は、現在同性婚が認められない中、自治体が独自にLGBTQカップルに対して結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度で、2015年、渋谷区と世田谷区でパートナーシップ制度が始まり、現在は全国1,756自治体中228自治体ですが、大きい都市中心に導入していることもあり、人口普及率としては54.3%の自治体で施行されています。町内に住むパートナーの方が、以前具合が悪くなり、救急車に同乗する際に関係性を言えず、さらに入院手続きがスムーズに行えなかったことがある、また災害時において避難所に行きづらかったり、大好きな松島に住んでいても生きづらさを感じる事があるとのことです。そういった悩みを抱えた方々がほかにも町内で暮らしているようで、住民の方が安心していつまでも住み続けたいと思えるまち、安らぐことができるまち、心も体も健やかに笑顔あふれるまち、人と人の心が通う温かいまち、そういったまちづくりの1つとして、このまちにはパートナーシップ制度が必要と考えます。

導入している自治体では、制度として病院で家族と同様の扱いを受けられたり、生命保険の

受け取りにパートナーを指定することもできたりもしておりますが、何より制度があることで住民への啓発につながることで、誰もが安心して住みよいまちになると考えます。

また、今回ファミリーシップ制度も併せて提案しましたが、これは家族として暮らしている子供も家族とみなす制度で、明石市や足立区などが併せて策定しており、今月からは新潟県三条市でも開始され、30を超える自治体で導入しております。

現在、女性同士のカップルにおいて一方が出産した場合、法律上、母親はシングルマザーとして、そのパートナーと子供は他人同士として扱われます。パートナーと子供の関係を証明するものがないと、パートナーが保育園の送り迎えや医療機関での手続きができないなど、日常生活に支障があることがあるため、それを少しでも解消できるようにということで導入されております。当町において導入されることにより、町民が多様な生き方や家族への理解が深まり、誰もが大切な人と安心して暮らすことのできるまちを目指せる制度と考えます。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度を一緒に導入している明石市では、性的指向や性自認、どのような性表現をするかはかかわらず、全ての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合えるありのままのまちの実現を目指しており、子供を核としたまちづくりなど複合的な要因はあると思いますが、8年連続の人口増加の一因でもあり、全国戻りたいまちランキング2021では全国の市町村で1位を取るなど、私はこの明石市の取組、目標にすべきまちではないかと考えております。明石市は全ての人に優しいまちづくりを行うことで住民が安心感が増し、人口が増え、にぎわいが増し、税収が増え、市民サービスなどにつながる好循環になったと言われており、この2つの制度を導入することにより、誰もが安心して暮らせるまち、さらには宮城県内で初めて導入することにより、全国的にも松島町が注目されることにつながると思います。

また、今回ファミリーシップ制度については子供が欲しい、また子供を育てているLGBTQの方々を応援する一般社団法人こどもまっぷのスタッフの方にお話を聞いた際、実際にこの制度で、お子様がいらっしゃる方は、観光地松島で導入されれば安心して遊びに来られる環境にもつながるとのお話を直接お聞きしました。

今は理解ある店舗、若い経営者が増えてきて、同性カップルの方々が松島を訪れる機会が増えており、松島観光にもさらにプラスにつながると思います。悲願であった松島海岸駅のバリアフリー化が完成し、そして10月には国道45号線の通行止めを行う社会実験はとても有意義な取組につながると思いますが、こういうハード面だけではなく、制度導入によりソフト面から、松島は障害者はもちろん性的マイノリティーなど、全ての方に優しいまちであると

アピールでき、観光地としてより高みにつながると考えます。

施政方針では、コロナ禍により地方での暮らしが見直されている今こそ、この豊かな自然や暮らしやすさといった松島のよさを生かしたまちづくりを積極的に進め、少子超高齢化社会におきましても、今を生きる町民と未来を生きる町民が豊かで幸せに暮らすことができるまちの実現に、これまで以上に取り組んでまいりますとあります。多様な性の在り方を認め、SDGsにおける誰一人取り残さない社会の実現のため、町民誰もが安心して幸せに暮らせる住みよいまちを実現するため、宮城県内初の松島町パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員からの質問のあったパートナーシップ・ファミリーシップ制度につきましては、LGBTQやSOGIの方々が、お互いを人生のパートナーとしてパートナーシップ宣言を行い、自治体が2人の関係性を証明する証明書を交付することで、社会生活の中で自分らしく暮らしていただくことを応援する制度であるというふうに認識はしております。町の対応につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ご質問のあったパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入につきましては、近年導入する自治体が増えていることは承知はしておりますが、宮城県内の状況を見ますと、議員ご承知のとおり、導入自治体はない状況となっております。また、東北地方では青森県や岩手県で導入されており、それぞれ各市町村で独自の制度は設けていないものの、県主導で制度を構築し、全町村で実施する方法を取っているようです。

町としては、現時点で制度導入の予定はありませんが、国及び県内の動向を注視してまいりたいと考えております。また、先ほど憲法の話がされて、私も同じところをちょっと見ていたんですが、そもそも法律、法的効果の課題もあって、法律効果に大きく影響を及ぼす事項ということもあって、また2年ぐらい前にも国のほうで理解を深めるための法制化の検討も実際なされております。

また、さきの参議院議員の選挙においては多くの政党さんで多様性の理解を深める取組を進めるような公約も掲げているという状況もありますので、もう少し状況を注視していきたいと思っております。まずは役場の職員の理解を深めるということのほうは私は大事なかなというふうにも思いますので、そちらのほうに少し力を、力点を置いて取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） なかなか前向きな回答ではないと思っはいるんですが、確かに法的根拠がないのはもちろん重々承知の上で、これ提言させていただいた中で、この制度導入に関しましては、やはり他の自治体で導入しているというのは、首長さんのリーダーシップの下において導入しているところがほとんどであります。今の答弁は総務課長の答弁でありましたので、町長の考えを改めてお伺いして、性の多様性についてどう考えているのかというのをお聞きして、今後のお話をお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 杉原議員に正直言うと、この質問が出て初めて自分でネットで調べて、ああ、こういうことなのかということで理解は、理解というか、内容は分かりました。ただ、それが町として、ではすぐ取り入れていく必要があるのかどうかというのは、ちょっとそこまでの考えはまだ至っていません。それで、この質問が来てから総務課長なり担当と今後の在り方について、いずれ、今すぐではないかもしれませんが、窓口に来たときに、そういった婚姻の届出なんかでそういった用紙があればどうなのかとか、いろいろなことは各方面から検討はさせていただきたいというふうに思います。別に私、県内で第1位を狙うとか、そういうことではなくて、まず町としてどういうふうに取り組んだらいいかというのを前向きにちょっと進めていきたいというふうに思いますので、よくその辺のことを周りを勉強させていただいて、よろしく町としての考えをまとめていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 前段の宮城県でどこもやっていないということで、櫻井町長は町村会の会長でもあり、松島で始めれば県内の自治体に広がっていくのではないかなという思いはある一方で、実際に住んでいらっしゃる住民の方、同性カップルの方が生きづらい、カミングアウトできずに生活しづらいというお声が、まずその小さい声かもしれないんですが、それを今回、皆様に知っていただける機会になったのかなと思っております。

町長からも今、逆に前向きな答弁と私は勝手に思っているんですが、ぜひそういった制度を必要としている方がいらっしゃるということもぜひ知っていただいて、職員の方も、実際に昔いた職員もそういう方もいらっしゃったとはお聞きしております。そういった方もちょっと、カミングアウトできた方とできない方がいらっしゃったようではあります。そういった方も実際今までもいるし、今も現在もしかしたらいるかもしれないこの庁舎内、ただ、そ

ういったまは職員の皆様に、どういったものかという理解を深めるような機会をぜひつくっていただいて、少しでもパートナーシップ・ファミリーシップ制度導入に向けて進んでいただければという思いがあります。ぜひとも、よろしくをお願いします。

大きい都市では導入しているという話をさせていただきましたが、特に若い世代は性的マイノリティーについて問題意識が高くて、制度を導入している都会で暮らす若い方に地方へ移住してくださいと言っても、そういう言葉が、そういう環境がない中で、本当に移住定住につながるのかという思いがあります。真の地方創生とは何なんだろうという、こういうことで私はずっとこれは考えておりました。そういった中で、やはりまずは理解してもらえよう、ただ最終的に判断はやはり町長だと思うので、町長にも十分とこういった町民がいらっしゃることを理解していただきながら、最終的には町長判断でありますので、そこは決断ぜひしていただいて、施政方針で今を生きる町民と未来を生きる町民が豊かで幸せに暮らすことができるまちの実現に、これまで以上に取り組んでいただきたいという思いがあります。

子供たちから広がったシトラスリボン運動は、コロナ禍における差別、偏見がない、笑顔あふれるまちにつながったと思います。次はやはり、子供たちから次は大人たちが、そういった考えをやはりつないでいく番で、それに続いて、やはり性の多様性について考え、住民への理解を深めることで、みんなで支え合いながら、もっともっと誰もが安心して暮らせるまちに、さらにつながっていくのではないかと考えております。

町民がお互いの個性や多様性を尊重しながら、みんなで助け合い、支え合って暮らしていくことが何より大切であります。町民一人一人を大切に、より魅力的で住みたいまちになるよう、町民誰一人取り残さない、温かいまちになることを目指していただくよう切にお願い申し上げます、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 5番杉原 崇議員の一般質問が終わりました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、9月5日午前10時です。

今日は大変ご苦労さまでございました。

午後 3時40分 散会

